

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	健康増進事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進事業に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全に期している。

評価実施機関名

さいたま市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年2月7日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の内容 ※	健康増進事業に関する事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業（以下「事業」という。）を推進するために行う事務であり、事務の流れは、事業の種類によって若干異なるが、利用申込、事業対象であることの確認、勧奨通知の発行、事業の提供及び事後指導・結果管理である。 上記事務においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表（第9条関係）の111の項に基づき、個人番号を利用して検診結果の管理等を行う。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	保健システム（令和8年1月以降は健康管理システム）
②システムの機能	・対象者抽出機能：健（検）診対象者を抽出する。 ・健（検）診結果入力機能：個人の健（検）診結果の情報を入力する。 ・健（検）診結果情報取込：健（検）診結果のパンチデータを取込する。 ・健（検）診結果照会：健（検）診結果を履歴も含み照会する。 ・健（検）診の受診勧奨通知出力：受診勧奨通知等の発行を行う。 ・健康相談等の受付：健康相談の受付対応情報管理を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他（ ）

システム2～5

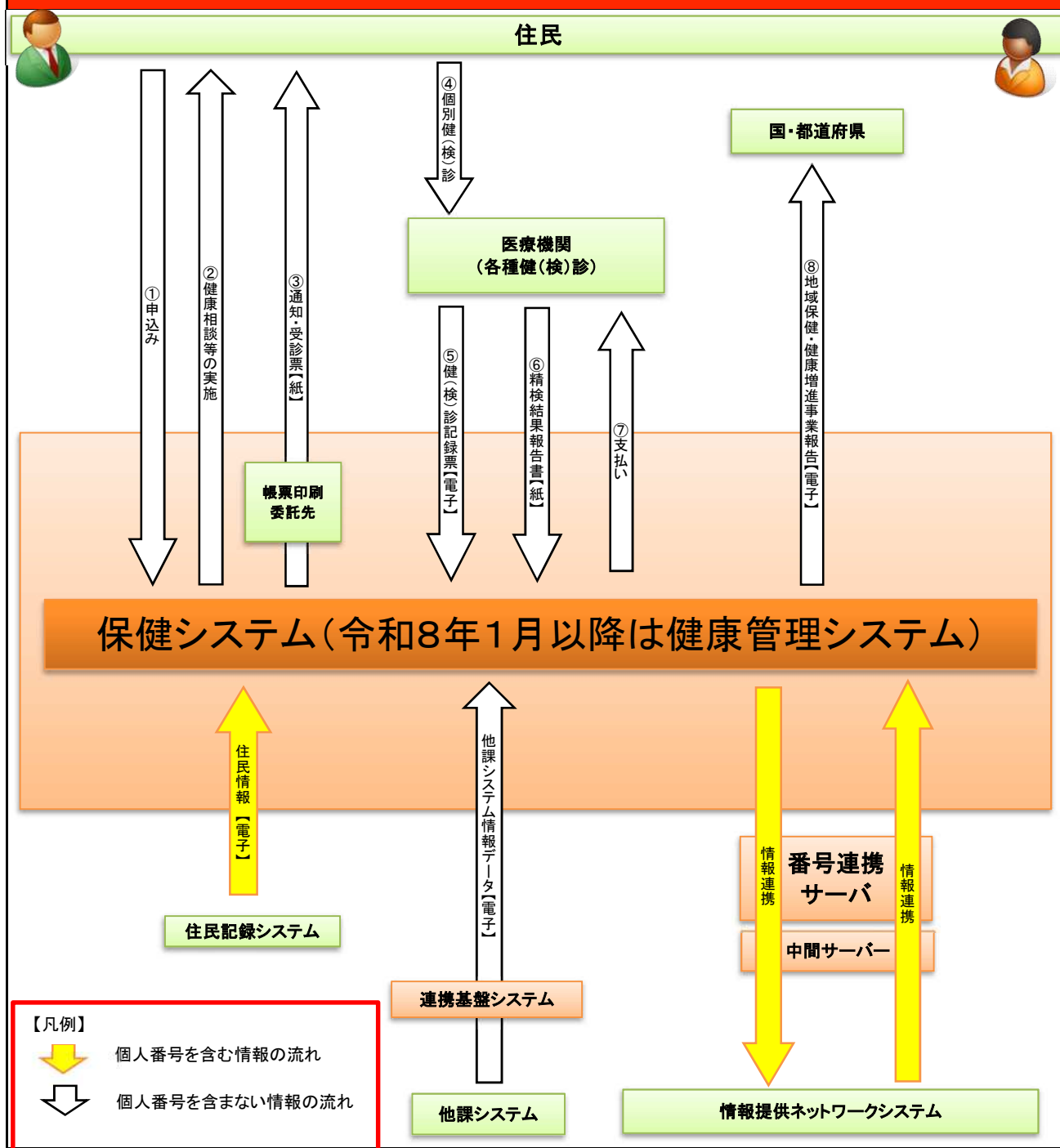
システム2

①システムの名称	番号連携サーバ
②システムの機能	① 宛名管理機能：既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ② 統合宛名番号の付番機能：個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③ 符号要求機能：個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④ 情報提供機能：各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 ⑤ 情報照会機能：中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 ⑥ お知らせ機能：各業務で管理するお知らせ送付先情報を受領し、お知らせする内容とともに中間サーバへ送信する。中間サーバよりお知らせ情報の開封状況・回答結果を受信する。指定したお知らせ情報の取消要求を中間サーバへ送信する。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他（番号連携サーバを利用する全てのシステム）

システム3	
①システムの名称	連携基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	(1) Web 連携機能(同期連携/非同期連携) : SOAP/Web サービスを用いてデータ連携を行う。 (2) ファイル連携機能(送受信/通知) : FTPによりファイル送受信を行う。 (3) データベース連携機能 : JDBC/ODBCにより共通データベースへ、データを書込・取得する。 (4) 日本語資源管理 : 外字の管理・配信する作業 (5) 印刷基盤 (6) 共通認証基盤 (7) ファイルサーバ
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (連携基盤システムを経由して庁内連携する全てのシステム)
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	①符号管理機能 : 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理 ②情報照会機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供の受領(照会した情報の受領) ③情報提供機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供 ④各事務システム接続機能 : 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携 ⑤情報提供等記録管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理 ⑥情報提供データベース管理機能 : 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理 ⑦データ送受信機能 : 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携 ⑧セキュリティ管理機能 : セキュリティを管理 ⑨職員承認・権限管理機能 : 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御 ⑩システム管理機能 : バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除 ⑪お知らせ機能 : お知らせ情報送信、お知らせ情報状況確認、お知らせ情報取消 ⑫自己情報提供機能 : 自己情報提供状況及び提供内容の確認
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 (

3. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	健康増進事業に基づく検診等の対象者であるかの確認に用いる。
②実現が期待されるメリット	・個人番号により、個人を特定し適正な検診履歴等の管理等を行うことができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表主務省令」という。）第54条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	さいたま市保健衛生局保健所健康支援課
②所属長の役職名	健康支援課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

健康増進事業情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	さいたま市に住民登録している健康増進事業の対象となる者	
	その必要性	市で実施するがん検診等の健診情報を適正に管理する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	①個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ②4情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定のため、検診票に記入された情報と突合するために保有、また、健診の受診勧奨に使用するため保有 ③健康・医療関係情報:本人の健康管理及び健診の受診勧奨を適正に行うために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日	
⑥事務担当部署	さいたま市保健衛生局保健所健康支援課、各区役所健康福祉部保健センター	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 （ 区政推進部 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）	
③入手の時期・頻度		健診や健康教育が実施された都度、入手する。 【庁内連携により入手】 住民記録システムで異動が発生したタイミングでデータ連携し入手する。	
④入手に係る妥当性		【庁内連携により入手】 番号法第14条、14条第2項において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めることができるとされている。このため健康増進事業に係る事務において必要な時期に情報を入手するものである。	
⑤本人への明示		【庁内連携により入手】 番号法第14条において、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供をもとめることができるとあることから、さいたま市住民の個人番号について、住民記録システムより入手可能である。	
⑥使用目的 ※		健康増進事業を実施するうえでの本人確認を行うため、本特定個人情報ファイルにおいて住民の情報を保有する。	
変更の妥当性			
⑦使用の主体	使用部署 ※	さいたま市保健衛生局保健所健康支援課、各区役所健康福祉部保健センター	
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		①健診情報の管理事務 健診委託医療機関から提出された検診票を、対象者であるか特定し、適正な健診事業の運営を図る。 ②受診勧奨事務 市民の健康増進を図るため、健診についての情報を個別勧奨をとおしてお知らせする。 ③精密検査への受診勧奨 がん等の早期発見、早期治療を図るため、要精密検査となった受診者の方のうち、精密検査の受診報告がない方へ、精密検査の受診を個別勧奨をとおしてお知らせする。	
情報の突合 ※		住民記録システムからの個人番号の連携は宛名番号により突合する	
情報の統計分析 ※		個人番号を用いた統計分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		健診対象者であるかの決定を行う。	
⑨使用開始日		平成28年2月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (6) 件
委託事項1		保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)の運用保守業務
①委託内容		保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)の運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満
	対象となる本人の範囲 ※	さいたま市に住民登録している40歳以上の男性及び20歳以上の女性
	その妥当性	保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)の運用保守において、データバックアップ等を行うにあたり、健康増進事業情報ファイルを取扱う必要があるため必要である。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として公表している。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾願」(必要に応じて体制図等を添付する。)を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。
	⑨再委託事項	システムパッケージ著作権に係る部分

委託事項2～5		
委託事項2		データセンターに関する管理業務
①委託内容		データセンターにおいて、セキュリティ管理機器、環境監視機器等を設置・稼働の管理、入退室管理、データバックアップ
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (システム機器、ネットワーク機器の設置場所)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として公表している。
⑥委託先名		AGS株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない [再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)のシステム運用
①委託内容		保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)等のジョブスケジュールリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	さいたま市に住民登録している40歳以上の男性及び20歳以上の女性
	その妥当性	保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)の運用を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として公表している。
⑥委託先名		AGS株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するシステム保守
①委託内容		統合基盤システムのパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	さいたま市に住民登録している40歳以上の男性及び20歳以上の女性
	その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (提供しない)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として公表している。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾願」(必要に応じて体制図等を添付する。)を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。
	⑨再委託事項	システム等のパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等

委託事項5		統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するハードウェア保守
①委託内容		統合基盤システムシステムのハードウェア保守作業 等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	さいたま市に住民登録している40歳以上の男性及び20歳以上の女性
	その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (提供しない)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として公表している。
⑥委託先名		株式会社日立システムズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾願」(必要に応じて体制図等を添付する。)を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。
	⑨再委託事項	システム等のハードウェア保守作業 等

委託事項6～10		
委託事項6		標準準拠健康管理システム構築・運用保守業務
①委託内容		現行システムから標準準拠健康管理システムへのデータ移行、標準準拠健康管理システム本稼働後の運用保守 等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	さいたま市に住民登録している40歳以上の男性及び20歳以上の女性
	その妥当性	システムの構築・運用保守を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (特定個人情報ファイルの提供はしていないが、必要に応じて本市指定の保守作業場所にて、システムの直接操作を認めている。)
⑤委託先名の確認方法		契約した委託先は、市ホームページにて公表している。
⑥委託先名		構築業務:富士通Japan株式会社 運用保守業務:委託先事業者未定(今後調達予定)
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾願」(必要に応じて体制図等を添付する。)を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。
	⑨再委託事項	システムパッケージ著作権に係る部分

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (1) 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
②提供先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
③提供する情報	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康増進法による健康増進事業の実施に係る者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて依頼のあった都度

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		＜さいたま市における措置＞ 24時間有人監視、監視カメラ 入退管理 ICカード＋静脈認証による入退管理、入館申請・作業内容確認、不正持込・持出防止、台帳による媒体管理 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
	②保管期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [定められていない]
	その妥当性	健康情報は、長期間にわたり経過を観ることが必要なため、当分の間、保管する必要がある。
③消去方法		＜さいたま市における措置＞ ディスク交換やハード更改等の際は、各システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないように物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがたって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙:健康増進事業情報ファイル記録項目を参照

別紙:健康増進事業情報ファイル記録項目

項番	テーブル名	項目名
1	住民基本台帳	整理番号
2	住民基本台帳	カナ氏名
3	住民基本台帳	カナ氏名略
4	住民基本台帳	漢字氏名
5	住民基本台帳	生年月日
6	住民基本台帳	性別
7	住民基本台帳	町番号
8	住民基本台帳	行政区番号
9	住民基本台帳	番地
10	住民基本台帳	枝番
11	住民基本台帳	小枝
12	住民基本台帳	郵便番号
13	住民基本台帳	集配局
14	住民基本台帳	住所
15	住民基本台帳	方書
16	住民基本台帳	小学校区
17	住民基本台帳	中学校区
18	住民基本台帳	続柄1
19	住民基本台帳	続柄2
20	住民基本台帳	続柄3
21	住民基本台帳	続柄4
22	住民基本台帳	世帯番号
23	住民基本台帳	世帯主カナ氏名
24	住民基本台帳	世帯主漢字氏名
25	住民基本台帳	取消区分
26	住民基本台帳	住登外区分
27	住民基本台帳	宛名種別
28	住民基本台帳	外国人フラグ
29	住民基本台帳	外国人国籍
30	住民基本台帳	住民となった日
31	住民基本台帳	住民でなくなった日
32	住民基本台帳	最新異動区分
33	住民基本台帳	最新異動日
34	住民基本台帳	最新異動届出日
35	住民基本台帳	住民異動区分
36	住民基本台帳	住民異動日
37	住民基本台帳	転入前住所
38	住民基本台帳	転入前方書
39	住民基本台帳	転出後住所
40	住民基本台帳	転出後方書
41	住民基本台帳	電話番号
42	住民基本台帳	FAX番号
43	住民基本台帳	携帯番号
44	住民基本台帳	メールアドレス
45	住民基本台帳	補記論理和
46	住民基本台帳	送付除外論理和
47	住民基本台帳	個人課税区分
48	住民基本台帳	世帯課税区分
49	住民基本台帳	住基閲覧注意
50	住民基本台帳	区区分
51	住民基本台帳	通称名区分
52	住民基本台帳	受診券発行除外
53	住民基本台帳	送付先区分
54	住民基本台帳	勸奨除外区分
55	基本健診入力	整理番号
56	基本健診入力	履歴番号
57	基本健診入力	セット事業番号

項番	テーブル名	項目名
58	基本健診入力	事業番号
59	基本健診入力	年度
60	基本健診入力	受診日
61	基本健診入力	事業予定連番
62	基本健診入力	実施時間
63	基本健診入力	会場番号
64	基本健診入力	会場その他
65	基本健診入力	受診医療機関管理番号
66	基本健診入力	受診医療機関その他
67	基本健診入力	予備医療機関管理番号
68	基本健診入力	予備医療機関その他
69	基本健診入力	種別区分
70	基本健診入力	受診区分
71	基本健診入力	受診番号
72	基本健診入力	受診券種別
73	基本健診入力	金額
74	基本健診入力	総合判定
75	基本健診入力	精検情報
76	基本健診入力	登録日
77	基本健診入力	登録区分
78	基本健診入力	印刷区分
79	基本健診入力	印刷日
80	基本健診入力	受診希望
81	基本健診入力	受付番号
82	基本健診入力	更新日
83	基本健診入力	受付日
84	基本健診入力	対象日
85	基本健診入力	抽出日
86	基本健診入力	最新フラグ
87	基本健診入力	抽出フラグ
88	基本健診入力	健診案内発行フラグ
89	基本健診入力	健診案内発行日
90	基本健診入力	希望調査票発行フラグ
91	基本健診入力	希望調査票発行日
92	基本健診入力	申込入力フラグ
93	基本健診入力	申込入力日
94	基本健診入力	受診券発行フラグ
95	基本健診入力	受診券発行日
96	基本健診入力	登録支所
97	基本健診入力	印刷情報予備1
98	基本健診入力	印刷情報予備2
99	基本健診入力	印刷情報予備3
100	基本健診入力	発行除外フラグ
101	基本健診入力	発行理由区分
102	基本健診入力	受診券無効フラグ
103	基本健診入力	支払対象外フラグ
104	基本健診入力	印刷連番
105	基本健診入力	請求年月
106	基本健診入力	勧奨区分
107	基本健診入力	備考
108	基本健診入力	勧奨日
109	基本健診入力	個人負担金
110	基本健診入力	健診区分
111	基本健診入力	既往歴1(心臓病)
112	基本健診入力	既往歴2(脳卒中)
113	基本健診入力	既往歴3(高血圧)
114	基本健診入力	既往歴4(糖尿病)
115	基本健診入力	既往歴5(肝臓病)

項番	テーブル名	項目名
116	基本健診入力	既往歴6(腎臓病)
117	基本健診入力	既往歴7(貧血)
118	基本健診入力	既往歴8(高脂血症)
119	基本健診入力	既往歴9(通風)
120	基本健診入力	既往歴10(がん)
121	基本健診入力	既往歴11(その他)
122	基本健診入力	酒
123	基本健診入力	たばこ
124	基本健診入力	たばこ本数
125	基本健診入力	たばこ年数
126	基本健診入力	喫煙指数
127	基本健診入力	禁煙
128	基本健診入力	返送区分
129	基本健診入力	返送日
130	基本健診入力	身長
131	基本健診入力	体重
132	基本健診入力	BMI
133	基本健診入力	BMI判定
134	基本健診入力	血圧(最大)
135	基本健診入力	血圧(最大)判定
136	基本健診入力	血圧(最小)
137	基本健診入力	血圧(最小)判定
138	基本健診入力	尿(潜血)
139	基本健診入力	尿(潜血)判定
140	基本健診入力	尿(蛋白)
141	基本健診入力	尿(蛋白)判定
142	基本健診入力	尿(糖)
143	基本健診入力	尿(糖)判定
144	基本健診入力	白血球数
145	基本健診入力	白血球数判定
146	基本健診入力	赤血球数
147	基本健診入力	赤血球数判定
148	基本健診入力	血色素量
149	基本健診入力	血色素量判定
150	基本健診入力	ヘマトクリット
151	基本健診入力	ヘマトクリット判定
152	基本健診入力	血小板数
153	基本健診入力	血小板数判定
154	基本健診入力	総蛋白
155	基本健診入力	総蛋白判定
156	基本健診入力	GOT
157	基本健診入力	GOT判定
158	基本健診入力	GPT
159	基本健診入力	GPT判定
160	基本健診入力	γ -GTP
161	基本健診入力	γ -GTP判定
162	基本健診入力	総コレステロール
163	基本健診入力	総コレステロール判定
164	基本健診入力	HDL-C
165	基本健診入力	HDL-C判定
166	基本健診入力	LDL-C
167	基本健診入力	LDL-C判定
168	基本健診入力	中性脂肪
169	基本健診入力	中性脂肪判定
170	基本健診入力	クレアチニン
171	基本健診入力	クレアチニン判定
172	基本健診入力	尿素窒素
173	基本健診入力	尿素窒素判定

項番	テーブル名	項目名
174	基本健診入力	尿酸
175	基本健診入力	尿酸判定
176	基本健診入力	空腹時、随時
177	基本健診入力	血糖
178	基本健診入力	血糖判定
179	基本健診入力	HbA1c
180	基本健診入力	HbA1c判定
181	基本健診入力	採血時間
182	基本健診入力	肥満度
183	基本健診入力	血清アルブミン
184	基本健診入力	血清アルブミン判定
185	基本健診入力	CRP検査
186	基本健診入力	CRP値
187	基本健診入力	CRP値判定
188	基本健診入力	心電図
189	基本健診入力	心電図検査
190	基本健診入力	心電図結果
191	基本健診入力	眼底
192	基本健診入力	眼底検査
193	基本健診入力	眼底検査結果
194	基本健診入力	骨塩量
195	基本健診入力	骨塩量結果
196	基本健診入力	保健センター指導
197	基本健診入力	指導区分1(肥満度)
198	基本健診入力	指導区分2(血圧)
199	基本健診入力	指導区分3(貧血)
200	基本健診入力	指導区分4(肝機能)
201	基本健診入力	指導区分5(腎機能)
202	基本健診入力	指導区分6(血清脂質)
203	基本健診入力	指導区分7(糖尿病)
204	基本健診入力	指導区分8(その他)
205	基本健診入力	指導項目1(栄養)
206	基本健診入力	指導項目2(運動)
207	基本健診入力	指導項目3(その他の生活)
208	基本健診入力	指導項目4(受診勧奨)
209	基本健診入力	食事指導内容(指示量)
210	基本健診入力	食事指導内容(塩分量)
211	基本健診入力	目標体重
212	基本健診入力	C型肝炎ウイルス検査結果
213	基本健診入力	B型肝炎ウイルス検査結果
214	基本健診入力	採血回数
215	基本健診入力	問診1(肝臓病)
216	基本健診入力	問診2(外科的処置)
217	基本健診入力	問診3(多量出血)
218	基本健診入力	問診4(C肝受診歴)
219	基本健診入力	問診5(C肝治療中)
220	基本健診入力	問診6(C肝治療歴)
221	基本健診入力	問診7(B肝治療中)
222	基本健診入力	問診8(B肝治療歴)
223	基本健診入力	問診9(検査希望)
224	基本健診入力	問診10
225	女性のヘルスチェック入力	整理番号
226	女性のヘルスチェック入力	履歴番号
227	女性のヘルスチェック入力	セット事業番号
228	女性のヘルスチェック入力	事業番号
229	女性のヘルスチェック入力	年度
230	女性のヘルスチェック入力	受診日
231	女性のヘルスチェック入力	事業予定連番

項番	テーブル名	項目名
232	女性のヘルスチェック入力	実施時間
233	女性のヘルスチェック入力	会場番号
234	女性のヘルスチェック入力	会場その他
235	女性のヘルスチェック入力	受診医療機関管理番号
236	女性のヘルスチェック入力	受診医療機関その他
237	女性のヘルスチェック入力	予備医療機関管理番号
238	女性のヘルスチェック入力	予備医療機関その他
239	女性のヘルスチェック入力	種別区分
240	女性のヘルスチェック入力	受診区分
241	女性のヘルスチェック入力	受診番号
242	女性のヘルスチェック入力	受診券種別
243	女性のヘルスチェック入力	金額
244	女性のヘルスチェック入力	総合判定
245	女性のヘルスチェック入力	精検情報
246	女性のヘルスチェック入力	登録日
247	女性のヘルスチェック入力	登録区分
248	女性のヘルスチェック入力	印刷区分
249	女性のヘルスチェック入力	印刷日
250	女性のヘルスチェック入力	受診希望
251	女性のヘルスチェック入力	受付番号
252	女性のヘルスチェック入力	更新日
253	女性のヘルスチェック入力	受付日
254	女性のヘルスチェック入力	対象日
255	女性のヘルスチェック入力	抽出日
256	女性のヘルスチェック入力	最新フラグ
257	女性のヘルスチェック入力	抽出フラグ
258	女性のヘルスチェック入力	健診案内発行フラグ
259	女性のヘルスチェック入力	健診案内発行日
260	女性のヘルスチェック入力	希望調査票発行フラグ
261	女性のヘルスチェック入力	希望調査票発行日
262	女性のヘルスチェック入力	申込入力フラグ
263	女性のヘルスチェック入力	申込入力日
264	女性のヘルスチェック入力	受診券発行フラグ
265	女性のヘルスチェック入力	受診券発行日
266	女性のヘルスチェック入力	登録支所区分
267	女性のヘルスチェック入力	印刷情報予備1
268	女性のヘルスチェック入力	印刷情報予備2
269	女性のヘルスチェック入力	印刷情報予備3
270	女性のヘルスチェック入力	発行除外フラグ
271	女性のヘルスチェック入力	発行理由区分
272	女性のヘルスチェック入力	受診券無効フラグ
273	女性のヘルスチェック入力	支払対象外フラグ
274	女性のヘルスチェック入力	印刷連番
275	女性のヘルスチェック入力	請求年月
276	女性のヘルスチェック入力	勸奨区分
277	女性のヘルスチェック入力	備考
278	女性のヘルスチェック入力	勸奨日
279	女性のヘルスチェック入力	電話番号
280	女性のヘルスチェック入力	個人負担金
281	女性のヘルスチェック入力	既往歴1(心臓病)
282	女性のヘルスチェック入力	既往歴2(がん)
283	女性のヘルスチェック入力	既往歴3(高血圧)
284	女性のヘルスチェック入力	既往歴4(糖尿病)
285	女性のヘルスチェック入力	既往歴5(肝臓病)
286	女性のヘルスチェック入力	既往歴6(腎臓病)
287	女性のヘルスチェック入力	既往歴7(貧血)
288	女性のヘルスチェック入力	既往歴8(高脂血症)
289	女性のヘルスチェック入力	既往歴9(子宮筋腫)

項番	テーブル名	項目名
290	女性のヘルスチェック入力	既往歴10(月経異常)
291	女性のヘルスチェック入力	既往歴11(妊娠中毒症)
292	女性のヘルスチェック入力	既往歴12(その他)
293	女性のヘルスチェック入力	酒
294	女性のヘルスチェック入力	たばこ
295	女性のヘルスチェック入力	たばこ本数
296	女性のヘルスチェック入力	たばこ年数
297	女性のヘルスチェック入力	喫煙指数
298	女性のヘルスチェック入力	禁煙
299	女性のヘルスチェック入力	ダイエット経験
300	女性のヘルスチェック入力	ダイエット時期
301	女性のヘルスチェック入力	返送区分
302	女性のヘルスチェック入力	返送日
303	女性のヘルスチェック入力	身長
304	女性のヘルスチェック入力	体重
305	女性のヘルスチェック入力	BMI
306	女性のヘルスチェック入力	BMI判定
307	女性のヘルスチェック入力	血圧(最大)
308	女性のヘルスチェック入力	血圧(最大)判定
309	女性のヘルスチェック入力	血圧(最小)
310	女性のヘルスチェック入力	血圧(最小)判定
311	女性のヘルスチェック入力	尿(潜血)
312	女性のヘルスチェック入力	尿(潜血)判定
313	女性のヘルスチェック入力	尿(蛋白)
314	女性のヘルスチェック入力	尿(蛋白)判定
315	女性のヘルスチェック入力	尿(糖)
316	女性のヘルスチェック入力	尿(糖)判定
317	女性のヘルスチェック入力	白血球数
318	女性のヘルスチェック入力	白血球数判定
319	女性のヘルスチェック入力	赤血球数
320	女性のヘルスチェック入力	赤血球数判定
321	女性のヘルスチェック入力	血色素量
322	女性のヘルスチェック入力	血色素量判定
323	女性のヘルスチェック入力	ヘマトクリット
324	女性のヘルスチェック入力	ヘマトクリット判定
325	女性のヘルスチェック入力	GOT
326	女性のヘルスチェック入力	GOT判定
327	女性のヘルスチェック入力	GPT
328	女性のヘルスチェック入力	GPT判定
329	女性のヘルスチェック入力	γ -GTP
330	女性のヘルスチェック入力	γ -GTP判定
331	女性のヘルスチェック入力	総コレステロール
332	女性のヘルスチェック入力	総コレステロール判定
333	女性のヘルスチェック入力	HDL-C
334	女性のヘルスチェック入力	HDL-C判定
335	女性のヘルスチェック入力	中性脂肪
336	女性のヘルスチェック入力	中性脂肪判定
337	女性のヘルスチェック入力	空腹時、随時
338	女性のヘルスチェック入力	血糖
339	女性のヘルスチェック入力	血糖判定
340	女性のヘルスチェック入力	採血時間
341	女性のヘルスチェック入力	血小板数
342	女性のヘルスチェック入力	Fe
343	女性のヘルスチェック入力	TIBC
344	女性のヘルスチェック入力	LDL-C
345	女性のヘルスチェック入力	LDL-C判定
346	女性のヘルスチェック入力	保健センター指導
347	女性のヘルスチェック入力	指導区分1(肥満度)

項番	テーブル名	項目名
348	女性のヘルスチェック入力	指導区分2(血圧)
349	女性のヘルスチェック入力	指導区分3(貧血)
350	女性のヘルスチェック入力	指導区分4(肝機能)
351	女性のヘルスチェック入力	指導区分5(腎機能)
352	女性のヘルスチェック入力	指導区分6(血清脂質)
353	女性のヘルスチェック入力	指導区分7(糖尿病)
354	女性のヘルスチェック入力	指導区分8(その他)
355	女性のヘルスチェック入力	指導項目1(栄養)
356	女性のヘルスチェック入力	指導項目2(運動)
357	女性のヘルスチェック入力	指導項目3(その他の生活)
358	女性のヘルスチェック入力	指導項目4(受診勧奨)
359	女性のヘルスチェック入力	食事指導内容(指示量)
360	女性のヘルスチェック入力	食事指導内容(塩分量)
361	女性のヘルスチェック入力	目標体重
362	女性のヘルスチェック入力	健診区分
363	女性のヘルスチェック入力	骨塩量
364	女性のヘルスチェック入力	骨塩量結果
365	胃がん検診	整理番号
366	胃がん検診	履歴番号
367	胃がん検診	セット事業番号
368	胃がん検診	事業番号
369	胃がん検診	年度
370	胃がん検診	受診日
371	胃がん検診	事業予定連番
372	胃がん検診	実施時間
373	胃がん検診	会場番号
374	胃がん検診	会場その他
375	胃がん検診	受診医療機関管理番号
376	胃がん検診	受診医療機関その他
377	胃がん検診	予備医療機関管理番号
378	胃がん検診	予備医療機関その他
379	胃がん検診	種別区分
380	胃がん検診	受診区分
381	胃がん検診	受診番号
382	胃がん検診	受診券種別
383	胃がん検診	金額
384	胃がん検診	総合判定
385	胃がん検診	精検情報
386	胃がん検診	登録日
387	胃がん検診	登録区分
388	胃がん検診	印刷区分
389	胃がん検診	印刷日
390	胃がん検診	受診希望
391	胃がん検診	受付番号
392	胃がん検診	更新日
393	胃がん検診	受付日
394	胃がん検診	対象日
395	胃がん検診	抽出日
396	胃がん検診	最新フラグ
397	胃がん検診	抽出フラグ
398	胃がん検診	健診案内発行フラグ
399	胃がん検診	健診案内発行日
400	胃がん検診	希望調査票発行フラグ
401	胃がん検診	希望調査票発行日
402	胃がん検診	申込入力フラグ
403	胃がん検診	申込入力日
404	胃がん検診	受診券発行フラグ
405	胃がん検診	受診券発行日

項番	テーブル名	項目名
406	胃がん検診	登録支所区分
407	胃がん検診	印刷情報予備1
408	胃がん検診	印刷情報予備2
409	胃がん検診	印刷情報予備3
410	胃がん検診	発行除外フラグ
411	胃がん検診	発行理由区分
412	胃がん検診	受診券無効フラグ
413	胃がん検診	支払対象外フラグ
414	胃がん検診	印刷連番
415	胃がん検診	請求年月
416	胃がん検診	勧奨区分
417	胃がん検診	備考
418	胃がん検診	勧奨日
419	胃がん検診	電話番号
420	胃がん検診	検査方法
421	胃がん検診	個人負担金
422	胃がん検診	返送区分
423	胃がん検診	返送日
424	胃がん検診	一次読影・精査不要
425	胃がん検診	精査不要(正常範囲外)
426	胃がん検診	要精査1(部位区分A)
427	胃がん検診	要精査1(部位区分B)
428	胃がん検診	要精査1(所見)
429	胃がん検診	要精査2(部位区分A)
430	胃がん検診	要精査2(部位区分B)
431	胃がん検診	要精査2(所見)
432	胃がん検診	要精査3(部位区分A)
433	胃がん検診	要精査3(部位区分B)
434	胃がん検診	要精査3(所見)
435	胃がん検診	二次読影・精査不要
436	胃がん検診	精査不要(正常範囲外)
437	胃がん検診	要精査1(部位区分A)
438	胃がん検診	要精査1(部位区分B)
439	胃がん検診	要精査1(所見)
440	胃がん検診	要精査2(部位区分A)
441	胃がん検診	要精査2(部位区分B)
442	胃がん検診	要精査2(所見)
443	胃がん検診	要精査3(部位区分A)
444	胃がん検診	要精査3(部位区分B)
445	胃がん検診	要精査3(所見)
446	胃がん検診	X線総合判定
447	胃がん検診	一次読影・部位A1
448	胃がん検診	一次読影・部位B1
449	胃がん検診	一次読影・診断1
450	胃がん検診	一次読影・生検の有無1
451	胃がん検診	一次読影・部位A2
452	胃がん検診	一次読影・部位B2
453	胃がん検診	一次読影・診断2
454	胃がん検診	一次読影・生検の有無2
455	胃がん検診	一次読影・部位A3
456	胃がん検診	一次読影・部位B3
457	胃がん検診	一次読影・診断3
458	胃がん検診	一次読影・生検の有無3
459	胃がん検診	一次読影・コメント
460	胃がん検診	一次読影・生検の有無
461	胃がん検診	二次読影・部位A1
462	胃がん検診	二次読影・部位B1
463	胃がん検診	二次読影・診断1

項番	テーブル名	項目名
464	胃がん検診	二次読影・部位A2
465	胃がん検診	二次読影・部位B2
466	胃がん検診	二次読影・診断2
467	胃がん検診	二次読影・部位A3
468	胃がん検診	二次読影・部位B3
469	胃がん検診	二次読影・診断3
470	胃がん検診	二次読影・コメント
471	胃がん検診	内視鏡総合判定
472	胃がん検診	重篤な偶発症を確認
473	胃がん検診	偶発症による死亡を確認
474	胃がん検診	旧)一次読影・診断1
475	胃がん検診	旧)一次読影・診断2
476	胃がん検診	旧)一次読影・診断3
477	胃がん検診	旧)二次読影・診断1
478	胃がん検診	旧)二次読影・診断2
479	胃がん検診	旧)二次読影・診断3
480	肺がん検診	整理番号
481	肺がん検診	履歴番号
482	肺がん検診	セット事業番号
483	肺がん検診	事業番号
484	肺がん検診	年度
485	肺がん検診	受診日
486	肺がん検診	事業予定連番
487	肺がん検診	実施時間
488	肺がん検診	会場番号
489	肺がん検診	会場その他
490	肺がん検診	受診医療機関管理番号
491	肺がん検診	受診医療機関その他
492	肺がん検診	予備医療機関管理番号
493	肺がん検診	予備医療機関その他
494	肺がん検診	種別区分
495	肺がん検診	受診区分
496	肺がん検診	受診番号
497	肺がん検診	受診券種別
498	肺がん検診	金額
499	肺がん検診	総合判定
500	肺がん検診	精検情報
501	肺がん検診	登録日
502	肺がん検診	登録区分
503	肺がん検診	印刷区分
504	肺がん検診	印刷日
505	肺がん検診	受診希望
506	肺がん検診	受付番号
507	肺がん検診	更新日
508	肺がん検診	受付日
509	肺がん検診	対象日
510	肺がん検診	抽出日
511	肺がん検診	最新フラグ
512	肺がん検診	抽出フラグ
513	肺がん検診	健診案内発行フラグ
514	肺がん検診	健診案内発行日
515	肺がん検診	希望調査票発行フラグ
516	肺がん検診	希望調査票発行日
517	肺がん検診	申込入力フラグ
518	肺がん検診	申込入力日
519	肺がん検診	受診券発行フラグ
520	肺がん検診	受診券発行日
521	肺がん検診	登録支所区分

項番	テーブル名	項目名
522	肺がん検診	印刷情報予備1
523	肺がん検診	印刷情報予備2
524	肺がん検診	印刷情報予備3
525	肺がん検診	発行除外フラグ
526	肺がん検診	発行理由区分
527	肺がん検診	受診券無効フラグ
528	肺がん検診	支払対象外フラグ
529	肺がん検診	印刷連番
530	肺がん検診	請求年月
531	肺がん検診	勧奨区分
532	肺がん検診	備考
533	肺がん検診	勧奨日
534	肺がん検診	電話番号
535	肺がん検診	個人負担金
536	肺がん検診	サイトロジー標本番号
537	肺がん検診	喫煙歴(喫煙の有無)
538	肺がん検診	喫煙歴(1日の平均数)
539	肺がん検診	喫煙指数
540	肺がん検診	肺がん検診・一次読影
541	肺がん検診	肺がん検診・二次読影
542	肺がん検診	結核検診
543	肺がん検診	胸部X線決定判定
544	肺がん検診	喀痰細胞診判定
545	肺がん検診	返送区分
546	肺がん検診	返送日
547	肺がん検診	喫煙歴(喫煙年数)
548	肺がん検診	喀痰細胞診
549	肺がん検診	結核総合判定
550	肺がん検診	再検査月数
551	肺がん検診	検査方法
552	肺がん検診	喫煙量
553	肺がん検診	血痰有無
554	肺がん検診	喀痰標本番号
555	肺がん検診	X線撮影番号
556	肺がん検診	重篤な偶発症を確認
557	肺がん検診	偶発症による死亡を確認
558	大腸がん検診	整理番号
559	大腸がん検診	履歴番号
560	大腸がん検診	セット事業番号
561	大腸がん検診	事業番号
562	大腸がん検診	年度
563	大腸がん検診	受診日
564	大腸がん検診	事業予定連番
565	大腸がん検診	実施時間
566	大腸がん検診	会場番号
567	大腸がん検診	会場その他
568	大腸がん検診	受診医療機関管理番号
569	大腸がん検診	受診医療機関その他
570	大腸がん検診	予備医療機関管理番号
571	大腸がん検診	予備医療機関その他
572	大腸がん検診	種別区分
573	大腸がん検診	受診区分
574	大腸がん検診	受診番号
575	大腸がん検診	受診券種別
576	大腸がん検診	金額
577	大腸がん検診	総合判定
578	大腸がん検診	精検情報
579	大腸がん検診	登録日

項番	テーブル名	項目名
580	大腸がん検診	登録区分
581	大腸がん検診	印刷区分
582	大腸がん検診	印刷日
583	大腸がん検診	受診希望
584	大腸がん検診	受付番号
585	大腸がん検診	更新日
586	大腸がん検診	受付日
587	大腸がん検診	対象日
588	大腸がん検診	抽出日
589	大腸がん検診	最新フラグ
590	大腸がん検診	抽出フラグ
591	大腸がん検診	健診案内発行フラグ
592	大腸がん検診	健診案内発行日
593	大腸がん検診	希望調査票発行フラグ
594	大腸がん検診	希望調査票発行日
595	大腸がん検診	申込入力フラグ
596	大腸がん検診	申込入力日
597	大腸がん検診	受診券発行フラグ
598	大腸がん検診	受診券発行日
599	大腸がん検診	登録支所区分
600	大腸がん検診	印刷情報予備1
601	大腸がん検診	印刷情報予備2
602	大腸がん検診	印刷情報予備3
603	大腸がん検診	発行除外フラグ
604	大腸がん検診	発行理由区分
605	大腸がん検診	受診券無効フラグ
606	大腸がん検診	支払対象外フラグ
607	大腸がん検診	印刷連番
608	大腸がん検診	請求年月
609	大腸がん検診	勧奨区分
610	大腸がん検診	備考
611	大腸がん検診	勧奨日
612	大腸がん検診	電話番号
613	大腸がん検診	クーポン使用フラグ
614	大腸がん検診	個人負担金
615	大腸がん検診	検査結果(第一検体)
616	大腸がん検診	検査結果(第二検体)
617	大腸がん検診	検査日(第一検体)
618	大腸がん検診	検査日(第二検体)
619	大腸がん検診	返送区分
620	大腸がん検診	返送日
621	乳がん検診	整理番号
622	乳がん検診	履歴番号
623	乳がん検診	セット事業番号
624	乳がん検診	事業番号
625	乳がん検診	年度
626	乳がん検診	受診日
627	乳がん検診	事業予定連番
628	乳がん検診	実施時間
629	乳がん検診	会場番号
630	乳がん検診	会場その他
631	乳がん検診	受診医療機関管理番号
632	乳がん検診	受診医療機関その他
633	乳がん検診	予備医療機関管理番号
634	乳がん検診	予備医療機関その他
635	乳がん検診	種別区分
636	乳がん検診	受診区分
637	乳がん検診	受診番号

項番	テーブル名	項目名
638	乳がん検診	受診券種別
639	乳がん検診	金額
640	乳がん検診	総合判定
641	乳がん検診	精検情報
642	乳がん検診	登録日
643	乳がん検診	登録区分
644	乳がん検診	印刷区分
645	乳がん検診	印刷日
646	乳がん検診	受診希望
647	乳がん検診	受付番号
648	乳がん検診	更新日
649	乳がん検診	受付日
650	乳がん検診	対象日
651	乳がん検診	抽出日
652	乳がん検診	最新フラグ
653	乳がん検診	抽出フラグ
654	乳がん検診	健診案内発行フラグ
655	乳がん検診	健診案内発行日
656	乳がん検診	希望調査票発行フラグ
657	乳がん検診	希望調査票発行日
658	乳がん検診	申込入力フラグ
659	乳がん検診	申込入力日
660	乳がん検診	受診券発行フラグ
661	乳がん検診	受診券発行日
662	乳がん検診	登録支所区分
663	乳がん検診	印刷情報予備1
664	乳がん検診	印刷情報予備2
665	乳がん検診	印刷情報予備3
666	乳がん検診	発行除外フラグ
667	乳がん検診	発行理由区分
668	乳がん検診	受診券無効フラグ
669	乳がん検診	支払対象外フラグ
670	乳がん検診	印刷連番
671	乳がん検診	請求年月
672	乳がん検診	勧奨区分
673	乳がん検診	備考
674	乳がん検診	勧奨日
675	乳がん検診	電話番号
676	乳がん検診	クーポン使用フラグ
677	乳がん検診	個人負担金
678	乳がん検診	触診時診断・右
679	乳がん検診	触診時診断・右その他
680	乳がん検診	触診時診断・左
681	乳がん検診	触診時診断・左その他
682	乳がん検診	指示事項
683	乳がん検診	X線指示理由
684	乳がん検診	診断・右
685	乳がん検診	診断・右その他
686	乳がん検診	診断・左
687	乳がん検診	診断・左その他
688	乳がん検診	総合指示事項
689	乳がん検診	返送区分
690	乳がん検診	返送日
691	乳がん検診	マンモグラフィー判定
692	乳がん検診	マンモグラフィー受診区分
693	乳がん検診	重篤な偶発症を確認
694	乳がん検診	偶発症による死亡を確認
695	子宮頸がん検診	整理番号

項番	テーブル名	項目名
696	子宮頸がん検診	履歴番号
697	子宮頸がん検診	セット事業番号
698	子宮頸がん検診	事業番号
699	子宮頸がん検診	年度
700	子宮頸がん検診	受診日
701	子宮頸がん検診	事業予定連番
702	子宮頸がん検診	実施時間
703	子宮頸がん検診	会場番号
704	子宮頸がん検診	会場その他
705	子宮頸がん検診	受診医療機関管理番号
706	子宮頸がん検診	受診医療機関その他
707	子宮頸がん検診	予備医療機関管理番号
708	子宮頸がん検診	予備医療機関その他
709	子宮頸がん検診	種別区分
710	子宮頸がん検診	受診区分
711	子宮頸がん検診	受診番号
712	子宮頸がん検診	受診券種別
713	子宮頸がん検診	金額
714	子宮頸がん検診	総合判定
715	子宮頸がん検診	精検情報
716	子宮頸がん検診	登録日
717	子宮頸がん検診	登録区分
718	子宮頸がん検診	印刷区分
719	子宮頸がん検診	印刷日
720	子宮頸がん検診	受診希望
721	子宮頸がん検診	受付番号
722	子宮頸がん検診	更新日
723	子宮頸がん検診	受付日
724	子宮頸がん検診	対象日
725	子宮頸がん検診	抽出日
726	子宮頸がん検診	最新フラグ
727	子宮頸がん検診	抽出フラグ
728	子宮頸がん検診	健診案内発行フラグ
729	子宮頸がん検診	健診案内発行日
730	子宮頸がん検診	希望調査票発行フラグ
731	子宮頸がん検診	希望調査票発行日
732	子宮頸がん検診	申込入力フラグ
733	子宮頸がん検診	申込入力日
734	子宮頸がん検診	受診券発行フラグ
735	子宮頸がん検診	受診券発行日
736	子宮頸がん検診	登録支所区分
737	子宮頸がん検診	印刷情報予備1
738	子宮頸がん検診	印刷情報予備2
739	子宮頸がん検診	印刷情報予備3
740	子宮頸がん検診	発行除外フラグ
741	子宮頸がん検診	発行理由区分
742	子宮頸がん検診	受診券無効フラグ
743	子宮頸がん検診	支払対象外フラグ
744	子宮頸がん検診	印刷連番
745	子宮頸がん検診	請求年月
746	子宮頸がん検診	勧奨区分
747	子宮頸がん検診	備考
748	子宮頸がん検診	勧奨日
749	子宮頸がん検診	電話番号
750	子宮頸がん検診	クーポン使用フラグ
751	子宮頸がん検診	個人負担金
752	子宮頸がん検診	臨床診断
753	子宮頸がん検診	採取器具

項番	テーブル名	項目名
754	子宮頸がん検診	判定(自動判定)
755	子宮頸がん検診	返送区分
756	子宮頸がん検診	返送日
757	子宮頸がん検診	標本の適・不適
758	子宮頸がん検診	細胞診判定ベセスダシステム
759	子宮頸がん検診	重篤な偶発症を確認
760	子宮頸がん検診	偶発症による死亡を確認
761	子宮頸がん検診	クラス分類
762	子宮頸がん検診	細胞所見
763	子宮頸がん検診	判定指示
764	子宮頸がん検診	旧個人負担金
765	子宮頸がん検診	採取器具
766	子宮頸がん検診	体部判定
767	子宮頸がん検診	頸部判定
768	子宮体がん検診	整理番号
769	子宮体がん検診	履歴番号
770	子宮体がん検診	セット事業番号
771	子宮体がん検診	事業番号
772	子宮体がん検診	年度
773	子宮体がん検診	受診日
774	子宮体がん検診	事業予定連番
775	子宮体がん検診	実施時間
776	子宮体がん検診	会場番号
777	子宮体がん検診	会場その他
778	子宮体がん検診	受診医療機関管理番号
779	子宮体がん検診	受診医療機関その他
780	子宮体がん検診	予備医療機関管理番号
781	子宮体がん検診	予備医療機関その他
782	子宮体がん検診	種別区分
783	子宮体がん検診	受診区分
784	子宮体がん検診	受診番号
785	子宮体がん検診	受診券種別
786	子宮体がん検診	金額
787	子宮体がん検診	総合判定
788	子宮体がん検診	精検情報
789	子宮体がん検診	登録日
790	子宮体がん検診	登録区分
791	子宮体がん検診	印刷区分
792	子宮体がん検診	印刷日
793	子宮体がん検診	受診希望
794	子宮体がん検診	受付番号
795	子宮体がん検診	更新日
796	子宮体がん検診	受付日
797	子宮体がん検診	対象日
798	子宮体がん検診	抽出日
799	子宮体がん検診	最新フラグ
800	子宮体がん検診	抽出フラグ
801	子宮体がん検診	健診案内発行フラグ
802	子宮体がん検診	健診案内発行日
803	子宮体がん検診	希望調査票発行フラグ
804	子宮体がん検診	希望調査票発行日
805	子宮体がん検診	申込入力フラグ
806	子宮体がん検診	申込入力日
807	子宮体がん検診	受診券発行フラグ
808	子宮体がん検診	受診券発行日
809	子宮体がん検診	登録支所区分
810	子宮体がん検診	印刷情報予備1
811	子宮体がん検診	印刷情報予備2

項番	テーブル名	項目名
812	子宮体がん検診	印刷情報予備3
813	子宮体がん検診	発行除外フラグ
814	子宮体がん検診	発行理由区分
815	子宮体がん検診	受診券無効フラグ
816	子宮体がん検診	支払対象外フラグ
817	子宮体がん検診	印刷連番
818	子宮体がん検診	請求年月
819	子宮体がん検診	勧奨区分
820	子宮体がん検診	備考
821	子宮体がん検診	勧奨日
822	子宮体がん検診	電話番号
823	子宮体がん検診	クーポン使用フラグ
824	子宮体がん検診	個人負担金
825	子宮体がん検診	臨床診断
826	子宮体がん検診	細胞診判定
827	子宮体がん検診	細胞所見
828	子宮体がん検診	返送区分
829	子宮体がん検診	返送日
830	子宮体がん検診	頸部判定
831	子宮体がん検診	体部判定
832	子宮体がん検診	旧)臨床診断
833	子宮体がん検診	旧)クラス分類
834	子宮体がん検診	旧)細胞所見
835	骨粗鬆症検診	整理番号
836	骨粗鬆症検診	履歴番号
837	骨粗鬆症検診	セット事業番号
838	骨粗鬆症検診	事業番号
839	骨粗鬆症検診	年度
840	骨粗鬆症検診	受診日
841	骨粗鬆症検診	事業予定連番
842	骨粗鬆症検診	実施時間
843	骨粗鬆症検診	会場番号
844	骨粗鬆症検診	会場その他
845	骨粗鬆症検診	受診医療機関管理番号
846	骨粗鬆症検診	受診医療機関その他
847	骨粗鬆症検診	予備医療機関管理番号
848	骨粗鬆症検診	予備医療機関その他
849	骨粗鬆症検診	種別区分
850	骨粗鬆症検診	受診区分
851	骨粗鬆症検診	受診番号
852	骨粗鬆症検診	受診券種別
853	骨粗鬆症検診	金額
854	骨粗鬆症検診	総合判定
855	骨粗鬆症検診	精検情報
856	骨粗鬆症検診	登録日
857	骨粗鬆症検診	登録区分
858	骨粗鬆症検診	印刷区分
859	骨粗鬆症検診	印刷日
860	骨粗鬆症検診	受診希望
861	骨粗鬆症検診	受付番号
862	骨粗鬆症検診	更新日
863	骨粗鬆症検診	受付日
864	骨粗鬆症検診	対象日
865	骨粗鬆症検診	抽出日
866	骨粗鬆症検診	最新フラグ
867	骨粗鬆症検診	抽出フラグ
868	骨粗鬆症検診	健診案内発行フラグ
869	骨粗鬆症検診	健診案内発行日

項番	テーブル名	項目名
870	骨粗鬆症検診	希望調査票発行フラグ
871	骨粗鬆症検診	希望調査票発行日
872	骨粗鬆症検診	申込入力フラグ
873	骨粗鬆症検診	申込入力日
874	骨粗鬆症検診	受診券発行フラグ
875	骨粗鬆症検診	受診券発行日
876	骨粗鬆症検診	登録支所区分
877	骨粗鬆症検診	印刷情報予備1
878	骨粗鬆症検診	印刷情報予備2
879	骨粗鬆症検診	印刷情報予備3
880	骨粗鬆症検診	発行除外フラグ
881	骨粗鬆症検診	発行理由区分
882	骨粗鬆症検診	受診券無効フラグ
883	骨粗鬆症検診	支払対象外フラグ
884	骨粗鬆症検診	印刷連番
885	骨粗鬆症検診	請求年月
886	骨粗鬆症検診	勧奨区分
887	骨粗鬆症検診	備考
888	骨粗鬆症検診	勧奨日
889	骨粗鬆症検診	電話番号
890	骨粗鬆症検診	個人負担金
891	骨粗鬆症検診	骨塩量
892	骨粗鬆症検診	受付日
893	骨粗鬆症検診	精検結果(診断)
894	前立腺がん検診	整理番号
895	前立腺がん検診	履歴番号
896	前立腺がん検診	セット事業番号
897	前立腺がん検診	事業番号
898	前立腺がん検診	年度
899	前立腺がん検診	受診日
900	前立腺がん検診	事業予定連番
901	前立腺がん検診	実施時間
902	前立腺がん検診	会場番号
903	前立腺がん検診	会場その他
904	前立腺がん検診	受診医療機関管理番号
905	前立腺がん検診	受診医療機関その他
906	前立腺がん検診	予備医療機関管理番号
907	前立腺がん検診	予備医療機関その他
908	前立腺がん検診	種別区分
909	前立腺がん検診	受診区分
910	前立腺がん検診	受診番号
911	前立腺がん検診	受診券種別
912	前立腺がん検診	金額
913	前立腺がん検診	総合判定
914	前立腺がん検診	精検情報
915	前立腺がん検診	登録日
916	前立腺がん検診	登録区分
917	前立腺がん検診	印刷区分
918	前立腺がん検診	印刷日
919	前立腺がん検診	受診希望
920	前立腺がん検診	受付番号
921	前立腺がん検診	更新日
922	前立腺がん検診	受付日
923	前立腺がん検診	対象日
924	前立腺がん検診	抽出日
925	前立腺がん検診	最新フラグ
926	前立腺がん検診	抽出フラグ
927	前立腺がん検診	健診案内発行フラグ

項番	テーブル名	項目名
928	前立腺がん検診	健診案内発行日
929	前立腺がん検診	希望調査票発行フラグ
930	前立腺がん検診	希望調査票発行日
931	前立腺がん検診	申込入力フラグ
932	前立腺がん検診	申込入力日
933	前立腺がん検診	受診券発行フラグ
934	前立腺がん検診	受診券発行日
935	前立腺がん検診	登録支所区分
936	前立腺がん検診	印刷情報予備1
937	前立腺がん検診	印刷情報予備2
938	前立腺がん検診	印刷情報予備3
939	前立腺がん検診	発行除外フラグ
940	前立腺がん検診	発行理由区分
941	前立腺がん検診	受診券無効フラグ
942	前立腺がん検診	支払対象外フラグ
943	前立腺がん検診	印刷連番
944	前立腺がん検診	請求年月
945	前立腺がん検診	勧奨区分
946	前立腺がん検診	備考
947	前立腺がん検診	勧奨日
948	前立腺がん検診	電話番号
949	前立腺がん検診	PSA値
950	前立腺がん検診	個人負担金
951	肝炎ウイルス検診	整理番号
952	肝炎ウイルス検診	履歴番号
953	肝炎ウイルス検診	セット事業番号
954	肝炎ウイルス検診	事業番号
955	肝炎ウイルス検診	年度
956	肝炎ウイルス検診	受診日
957	肝炎ウイルス検診	事業予定連番
958	肝炎ウイルス検診	実施時間
959	肝炎ウイルス検診	会場番号
960	肝炎ウイルス検診	会場その他
961	肝炎ウイルス検診	受診医療機関管理番号
962	肝炎ウイルス検診	受診医療機関その他
963	肝炎ウイルス検診	予備医療機関管理番号
964	肝炎ウイルス検診	予備医療機関その他
965	肝炎ウイルス検診	種別区分
966	肝炎ウイルス検診	受診区分
967	肝炎ウイルス検診	受診番号
968	肝炎ウイルス検診	受診券種別
969	肝炎ウイルス検診	金額
970	肝炎ウイルス検診	総合判定
971	肝炎ウイルス検診	精検情報
972	肝炎ウイルス検診	登録日
973	肝炎ウイルス検診	登録区分
974	肝炎ウイルス検診	印刷区分
975	肝炎ウイルス検診	印刷日
976	肝炎ウイルス検診	受診希望
977	肝炎ウイルス検診	受付番号
978	肝炎ウイルス検診	更新日
979	肝炎ウイルス検診	受付日
980	肝炎ウイルス検診	対象日
981	肝炎ウイルス検診	抽出日
982	肝炎ウイルス検診	最新フラグ
983	肝炎ウイルス検診	抽出フラグ
984	肝炎ウイルス検診	健診案内発行フラグ
985	肝炎ウイルス検診	健診案内発行日

項番	テーブル名	項目名
986	肝炎ウイルス検診	希望調査票発行フラグ
987	肝炎ウイルス検診	希望調査票発行日
988	肝炎ウイルス検診	申込入力フラグ
989	肝炎ウイルス検診	申込入力日
990	肝炎ウイルス検診	受診券発行フラグ
991	肝炎ウイルス検診	受診券発行日
992	肝炎ウイルス検診	登録支所区分
993	肝炎ウイルス検診	印刷情報予備1
994	肝炎ウイルス検診	印刷情報予備2
995	肝炎ウイルス検診	印刷情報予備3
996	肝炎ウイルス検診	発行除外フラグ
997	肝炎ウイルス検診	発行理由区分
998	肝炎ウイルス検診	受診券無効フラグ
999	肝炎ウイルス検診	支払対象外フラグ
1000	肝炎ウイルス検診	印刷連番
1001	肝炎ウイルス検診	請求年月
1002	肝炎ウイルス検診	勧奨区分
1003	肝炎ウイルス検診	備考
1004	肝炎ウイルス検診	勧奨日
1005	肝炎ウイルス検診	電話番号
1006	肝炎ウイルス検診	C型判定
1007	肝炎ウイルス検診	C型肝炎検査結果(H25年度以降)
1008	肝炎ウイルス検診	B型肝炎検査結果
1009	肝炎ウイルス検診	C型肝炎検査結果(H24年度まで)
1010	胃がん精検	整理番号
1011	胃がん精検	履歴番号
1012	胃がん精検	事業番号
1013	胃がん精検	健診セット事業番号
1014	胃がん精検	健診事業番号
1015	胃がん精検	健診履歴番号
1016	胃がん精検	登録日
1017	胃がん精検	受診番号
1018	胃がん精検	発行日
1019	胃がん精検	受診区分
1020	胃がん精検	受診日
1021	胃がん精検	受診医療機関管理番号
1022	胃がん精検	受診医療機関その他
1023	胃がん精検	予備医療機関管理番号
1024	胃がん精検	予備医療機関その他
1025	胃がん精検	精検判定
1026	胃がん精検	印刷区分
1027	胃がん精検	印刷日
1028	胃がん精検	最新フラグ
1029	胃がん精検	精検受診番号
1030	胃がん精検	登録支所区分
1031	胃がん精検	支払対象外フラグ
1032	胃がん精検	請求年月
1033	胃がん精検	勧奨区分
1034	胃がん精検	備考
1035	胃がん精検	勧奨日
1036	胃がん精検	同意
1037	胃がん精検	直接X線
1038	胃がん精検	胃内視鏡
1039	胃がん精検	胃精検
1040	胃がん精検	その他
1041	胃がん精検	占拠部位(1)
1042	胃がん精検	占拠部位(2)
1043	胃がん精検	旧)占拠部位(2)

項番	テーブル名	項目名
1044	胃がん精検	診断・所見
1045	胃がん精検	診断・所見その他
1046	胃がん精検	その他の悪性疾患
1047	胃がん精検	胃ポリープ
1048	胃がん精検	生検結果グループ
1049	胃がん精検	肉眼分類〇型
1050	胃がん精検	生検結果
1051	胃がん精検	治療
1052	胃がん精検	紹介医療機関
1053	胃がん精検	治療内容
1054	胃がん精検	治療内容その他
1055	胃がん精検	内視鏡的治療内容
1056	胃がん精検	内視鏡的治療内容その他
1057	胃がん精検	手術組織型
1058	胃がん精検	手術癌深達度
1059	胃がん精検	総合的進行度
1060	胃がん精検	手術根治度
1061	胃がん精検	返送区分
1062	胃がん精検	返送日
1063	胃がん精検	重篤な偶発症を確認
1064	胃がん精検	偶発症による死亡を確認
1065	胃がん精検	返信日
1066	胃がん精検	未受診理由
1067	胃がん精検	備考
1068	胃がん精検	フォローあり
1069	胃がん精検	フォロー日①
1070	胃がん精検	フォロー日②
1071	胃がん精検	フォロー日③
1072	胃がん精検	旧)診断・所見
1073	胃がん精検	旧)診断・所見その他
1074	肺がん精検	整理番号
1075	肺がん精検	履歴番号
1076	肺がん精検	事業番号
1077	肺がん精検	健診セット事業番号
1078	肺がん精検	健診事業番号
1079	肺がん精検	健診履歴番号
1080	肺がん精検	登録日
1081	肺がん精検	受診番号
1082	肺がん精検	発行日
1083	肺がん精検	受診区分
1084	肺がん精検	受診日
1085	肺がん精検	受診医療機関管理番号
1086	肺がん精検	受診医療機関その他
1087	肺がん精検	予備医療機関管理番号
1088	肺がん精検	予備医療機関その他
1089	肺がん精検	精検判定
1090	肺がん精検	印刷区分
1091	肺がん精検	印刷日
1092	肺がん精検	最新フラグ
1093	肺がん精検	精検受診番号
1094	肺がん精検	登録支所区分
1095	肺がん精検	支払対象外フラグ
1096	肺がん精検	請求年月
1097	肺がん精検	勧奨区分
1098	肺がん精検	備考
1099	肺がん精検	勧奨日
1100	肺がん精検	同意
1101	肺がん精検	検査内容

項番	テーブル名	項目名
1102	肺がん精検	検査内容その他
1103	肺がん精検	診断・所見
1104	肺がん精検	診断・所見その他
1105	肺がん精検	病期分類
1106	肺がん精検	病期分類その他
1107	肺がん精検	組織分類
1108	肺がん精検	その他の組織型
1109	肺がん精検	医療
1110	肺がん精検	医療内容
1111	肺がん精検	医療内容その他
1112	肺がん精検	手術日
1113	肺がん精検	手術内容
1114	肺がん精検	医療機関名
1115	肺がん精検	所在
1116	肺がん精検	電話番号
1117	肺がん精検	経過観察
1118	肺がん精検	返送区分
1119	肺がん精検	返送日
1120	肺がん精検	重篤な偶発症を確認
1121	肺がん精検	偶発症による死亡を確認
1122	肺がん精検	返信日
1123	肺がん精検	未受診理由
1124	肺がん精検	備考
1125	肺がん精検	フォローあり
1126	肺がん精検	フォロー日①
1127	肺がん精検	フォロー日②
1128	肺がん精検	フォロー日③
1129	大腸がん精検	整理番号
1130	大腸がん精検	履歴番号
1131	大腸がん精検	事業番号
1132	大腸がん精検	健診セット事業番号
1133	大腸がん精検	健診事業番号
1134	大腸がん精検	健診履歴番号
1135	大腸がん精検	登録日
1136	大腸がん精検	受診番号
1137	大腸がん精検	発行日
1138	大腸がん精検	受診区分
1139	大腸がん精検	受診日
1140	大腸がん精検	受診医療機関管理番号
1141	大腸がん精検	受診医療機関その他
1142	大腸がん精検	予備医療機関管理番号
1143	大腸がん精検	予備医療機関その他
1144	大腸がん精検	精検判定
1145	大腸がん精検	印刷区分
1146	大腸がん精検	印刷日
1147	大腸がん精検	最新フラグ
1148	大腸がん精検	精検受診番号
1149	大腸がん精検	登録支所区分
1150	大腸がん精検	支払対象外フラグ
1151	大腸がん精検	請求年月
1152	大腸がん精検	勧奨区分
1153	大腸がん精検	備考
1154	大腸がん精検	勧奨日
1155	大腸がん精検	同意
1156	大腸がん精検	検査方法
1157	大腸がん精検	検査方法その他
1158	大腸がん精検	診断・所見
1159	大腸がん精検	所見有り

項番	テーブル名	項目名
1160	大腸がん精検	早期がん
1161	大腸がん精検	早期がんその他
1162	大腸がん精検	進行がん
1163	大腸がん精検	進行がんその他
1164	大腸がん精検	ポリープ(選択)
1165	大腸がん精検	ポリープ(個数)
1166	大腸がん精検	その他の隆起性病変
1167	大腸がん精検	その他の大腸病変
1168	大腸がん精検	その他の疾患
1169	大腸がん精検	組織診断
1170	大腸がん精検	組織診断有り
1171	大腸がん精検	組織診断有りその他
1172	大腸がん精検	最大腺腫の大きさ
1173	大腸がん精検	指示区分
1174	大腸がん精検	要経過観察月数
1175	大腸がん精検	要治療
1176	大腸がん精検	要治療その他
1177	大腸がん精検	外科的手術年月日
1178	大腸がん精検	術式
1179	大腸がん精検	術式その他
1180	大腸がん精検	内視鏡治療年月日
1181	大腸がん精検	医療機関名
1182	大腸がん精検	所在地
1183	大腸がん精検	電話番号
1184	大腸がん精検	返送区分
1185	大腸がん精検	返送日
1186	大腸がん精検	重篤な偶発症を確認
1187	大腸がん精検	偶発症による死亡を確認
1188	大腸がん精検	返信日
1189	大腸がん精検	未受診理由
1190	大腸がん精検	備考
1191	大腸がん精検	フォローあり
1192	大腸がん精検	フォロー日①
1193	大腸がん精検	フォロー日②
1194	大腸がん精検	フォロー日③
1195	乳がん精検	整理番号
1196	乳がん精検	履歴番号
1197	乳がん精検	事業番号
1198	乳がん精検	健診セット事業番号
1199	乳がん精検	健診事業番号
1200	乳がん精検	健診履歴番号
1201	乳がん精検	登録日
1202	乳がん精検	受診番号
1203	乳がん精検	発行日
1204	乳がん精検	受診区分
1205	乳がん精検	受診日
1206	乳がん精検	受診医療機関管理番号
1207	乳がん精検	受診医療機関その他
1208	乳がん精検	予備医療機関管理番号
1209	乳がん精検	予備医療機関その他
1210	乳がん精検	精検判定
1211	乳がん精検	印刷区分
1212	乳がん精検	印刷日
1213	乳がん精検	最新フラグ
1214	乳がん精検	精検受診番号
1215	乳がん精検	登録支所区分
1216	乳がん精検	支払対象外フラグ
1217	乳がん精検	請求年月

項番	テーブル名	項目名
1218	乳がん精検	勸奨区分
1219	乳がん精検	備考
1220	乳がん精検	勸奨日
1221	乳がん精検	同意
1222	乳がん精検	検査方法
1223	乳がん精検	検査方法その他
1224	乳がん精検	診断・所見
1225	乳がん精検	診断・所見その他
1226	乳がん精検	治療
1227	乳がん精検	治療中(病期)
1228	乳がん精検	手術日
1229	乳がん精検	術式<乳房>
1230	乳がん精検	術式<乳房>その他
1231	乳がん精検	術式<腋窩リンパ節>
1232	乳がん精検	病理組織診断
1233	乳がん精検	病理組織診断その他
1234	乳がん精検	組織学的最大腫瘍径
1235	乳がん精検	リンパ節転移度
1236	乳がん精検	紹介医療機関名
1237	乳がん精検	紹介医療機関所在地
1238	乳がん精検	紹介医療機関電話番号
1239	乳がん精検	返送区分
1240	乳がん精検	返送日
1241	乳がん精検	重篤な偶発症を確認
1242	乳がん精検	偶発症による死亡を確認
1243	乳がん精検	返信日
1244	乳がん精検	未受診理由
1245	乳がん精検	備考
1246	乳がん精検	フォローあり
1247	乳がん精検	フォロー日①
1248	乳がん精検	フォロー日②
1249	乳がん精検	フォロー日③
1250	乳がん精検	旧)検査方法
1251	乳がん精検	旧)検査方法その他
1252	乳がん精検	旧)診断・所見
1253	子宮頸がん精検	整理番号
1254	子宮頸がん精検	履歴番号
1255	子宮頸がん精検	事業番号
1256	子宮頸がん精検	健診セット事業番号
1257	子宮頸がん精検	健診事業番号
1258	子宮頸がん精検	健診履歴番号
1259	子宮頸がん精検	登録日
1260	子宮頸がん精検	受診番号
1261	子宮頸がん精検	発行日
1262	子宮頸がん精検	受診区分
1263	子宮頸がん精検	受診日
1264	子宮頸がん精検	受診医療機関管理番号
1265	子宮頸がん精検	受診医療機関その他
1266	子宮頸がん精検	予備医療機関管理番号
1267	子宮頸がん精検	予備医療機関その他
1268	子宮頸がん精検	精検判定
1269	子宮頸がん精検	印刷区分
1270	子宮頸がん精検	印刷日
1271	子宮頸がん精検	最新フラグ
1272	子宮頸がん精検	精検受診番号
1273	子宮頸がん精検	登録支所区分
1274	子宮頸がん精検	支払対象外フラグ
1275	子宮頸がん精検	請求年月

項番	テーブル名	項目名
1276	子宮頸がん精検	勸奨区分
1277	子宮頸がん精検	備考
1278	子宮頸がん精検	勸奨日
1279	子宮頸がん精検	同意
1280	子宮頸がん精検	精密検査開始日
1281	子宮頸がん精検	検査方法
1282	子宮頸がん精検	検査方法その他
1283	子宮頸がん精検	診断結果
1284	子宮頸がん精検	4gその他のがん(疑い含む)
1285	子宮頸がん精検	診断結果その他
1286	子宮頸がん精検	4nその他の疾患
1287	子宮頸がん精検	治療
1288	子宮頸がん精検	紹介医療機関
1289	子宮頸がん精検	紹介医療機関所在地
1290	子宮頸がん精検	紹介医療機関電話番号
1291	子宮頸がん精検	治療内容
1292	子宮頸がん精検	治療開始日
1293	子宮頸がん精検	要観察期間
1294	子宮頸がん精検	返送区分
1295	子宮頸がん精検	返送日
1296	子宮頸がん精検	重篤な偶発症を確認
1297	子宮頸がん精検	偶発症による死亡を確認
1298	子宮頸がん精検	返信日
1299	子宮頸がん精検	未受診理由
1300	子宮頸がん精検	備考
1301	子宮頸がん精検	フォローあり
1302	子宮頸がん精検	フォロー日①
1303	子宮頸がん精検	フォロー日②
1304	子宮頸がん精検	フォロー日③
1305	子宮体がん精検	整理番号
1306	子宮体がん精検	履歴番号
1307	子宮体がん精検	事業番号
1308	子宮体がん精検	健診セット事業番号
1309	子宮体がん精検	健診事業番号
1310	子宮体がん精検	健診履歴番号
1311	子宮体がん精検	登録日
1312	子宮体がん精検	受診番号
1313	子宮体がん精検	発行日
1314	子宮体がん精検	受診区分
1315	子宮体がん精検	受診日
1316	子宮体がん精検	受診医療機関管理番号
1317	子宮体がん精検	受診医療機関その他
1318	子宮体がん精検	予備医療機関管理番号
1319	子宮体がん精検	予備医療機関その他
1320	子宮体がん精検	精検判定
1321	子宮体がん精検	印刷区分
1322	子宮体がん精検	印刷日
1323	子宮体がん精検	最新フラグ
1324	子宮体がん精検	精検受診番号
1325	子宮体がん精検	登録支所区分
1326	子宮体がん精検	支払対象外フラグ
1327	子宮体がん精検	請求年月
1328	子宮体がん精検	勸奨区分
1329	子宮体がん精検	備考
1330	子宮体がん精検	勸奨日
1331	子宮体がん精検	同意
1332	子宮体がん精検	精密検査開始日
1333	子宮体がん精検	検査方法

項番	テーブル名	項目名
1334	子宮体がん精検	検査方法その他
1335	子宮体がん精検	診断結果
1336	子宮体がん精検	4gその他のがん(疑い含む)
1337	子宮体がん精検	診断結果その他
1338	子宮体がん精検	4Iその他の疾患
1339	子宮体がん精検	治療
1340	子宮体がん精検	紹介医療機関
1341	子宮体がん精検	紹介医療機関所在地
1342	子宮体がん精検	紹介医療機関電話番号
1343	子宮体がん精検	治療内容
1344	子宮体がん精検	治療開始日
1345	子宮体がん精検	要観察期間
1346	子宮体がん精検	返送区分
1347	子宮体がん精検	返送日
1348	子宮体がん精検	返信日
1349	子宮体がん精検	未受診理由
1350	子宮体がん精検	備考
1351	子宮体がん精検	フォローあり
1352	子宮体がん精検	フォロー日①
1353	子宮体がん精検	フォロー日②
1354	子宮体がん精検	フォロー日③
1355	骨粗鬆症精検	整理番号
1356	骨粗鬆症精検	履歴番号
1357	骨粗鬆症精検	事業番号
1358	骨粗鬆症精検	健診セット事業番号
1359	骨粗鬆症精検	健診事業番号
1360	骨粗鬆症精検	健診履歴番号
1361	骨粗鬆症精検	登録日
1362	骨粗鬆症精検	受診番号
1363	骨粗鬆症精検	発行日
1364	骨粗鬆症精検	受診区分
1365	骨粗鬆症精検	受診日
1366	骨粗鬆症精検	受診医療機関管理番号
1367	骨粗鬆症精検	受診医療機関その他
1368	骨粗鬆症精検	予備医療機関管理番号
1369	骨粗鬆症精検	予備医療機関その他
1370	骨粗鬆症精検	精検判定
1371	骨粗鬆症精検	印刷区分
1372	骨粗鬆症精検	印刷日
1373	骨粗鬆症精検	最新フラグ
1374	骨粗鬆症精検	精検受診番号
1375	骨粗鬆症精検	登録支所区分
1376	骨粗鬆症精検	支払対象外フラグ
1377	骨粗鬆症精検	請求年月
1378	骨粗鬆症精検	勧奨区分
1379	骨粗鬆症精検	備考
1380	骨粗鬆症精検	勧奨日
1381	骨粗鬆症精検	検査方法
1382	骨粗鬆症精検	所見1. 胸・腰椎X線
1383	骨粗鬆症精検	所見1. 椎体骨折有の場合の椎体部位
1384	骨粗鬆症精検	所見2. 骨塩定量YAM
1385	骨粗鬆症精検	所見2. 骨塩定量・測定部位
1386	骨粗鬆症精検	所見3. 骨代謝マーカー
1387	骨粗鬆症精検	所見4. 婦人科的ホルモン検査
1388	骨粗鬆症精検	所見5. その他
1389	骨粗鬆症精検	診断
1390	骨粗鬆症精検	診断名
1391	骨粗鬆症精検	診断・その他

項番	テーブル名	項目名
1392	骨粗鬆症精検	治療
1393	骨粗鬆症精検	治療・経過観察月数
1394	骨粗鬆症精検	治療・薬物療法その他
1395	骨粗鬆症精検	治療・運動療法
1396	骨粗鬆症精検	治療・物理療法
1397	骨粗鬆症精検	治療・装具療法
1398	骨粗鬆症精検	治療・婦人科的疾患の治療
1399	骨粗鬆症精検	医療機関名
1400	骨粗鬆症精検	治療・その他
1401	前立腺がん精検	整理番号
1402	前立腺がん精検	履歴番号
1403	前立腺がん精検	事業番号
1404	前立腺がん精検	健診セット事業番号
1405	前立腺がん精検	健診事業番号
1406	前立腺がん精検	健診履歴番号
1407	前立腺がん精検	登録日
1408	前立腺がん精検	受診番号
1409	前立腺がん精検	発行日
1410	前立腺がん精検	受診区分
1411	前立腺がん精検	受診日
1412	前立腺がん精検	受診医療機関管理番号
1413	前立腺がん精検	受診医療機関その他
1414	前立腺がん精検	予備医療機関管理番号
1415	前立腺がん精検	予備医療機関その他
1416	前立腺がん精検	精検判定
1417	前立腺がん精検	印刷区分
1418	前立腺がん精検	印刷日
1419	前立腺がん精検	最新フラグ
1420	前立腺がん精検	精検受診番号
1421	前立腺がん精検	登録支所区分
1422	前立腺がん精検	支払対象外フラグ
1423	前立腺がん精検	請求年月
1424	前立腺がん精検	勧奨区分
1425	前立腺がん精検	備考
1426	前立腺がん精検	勧奨日
1427	前立腺がん精検	検査方法
1428	前立腺がん精検	検査方法その他
1429	前立腺がん精検	PSA測定キット
1430	前立腺がん精検	PSA
1431	前立腺がん精検	再検
1432	前立腺がん精検	F/T比
1433	前立腺がん精検	画像診断
1434	前立腺がん精検	画像診断その他
1435	前立腺がん精検	前立腺生検
1436	前立腺がん精検	前立腺生検その他
1437	前立腺がん精検	触診所見(硬結)
1438	前立腺がん精検	画像所見
1439	前立腺がん精検	TNM臨床分類:T
1440	前立腺がん精検	TNM臨床分類:N
1441	前立腺がん精検	TNM臨床分類:M
1442	前立腺がん精検	TNM臨床分類:pT
1443	前立腺がん精検	TNM臨床分類:pN
1444	前立腺がん精検	TNM臨床分類:pM
1445	前立腺がん精検	生検の結果
1446	前立腺がん精検	本数
1447	前立腺がん精検	内陽性本数
1448	前立腺がん精検	病理組織学的分類
1449	前立腺がん精検	病理組織学的分類その他

項番	テーブル名	項目名
1450	前立腺がん精検	確定診断日
1451	前立腺がん精検	病理組織学的分化度
1452	前立腺がん精検	病理組織学的分化度その他
1453	前立腺がん精検	GleasonScore
1454	前立腺がん精検	精検判定その他
1455	前立腺がん精検	治療
1456	前立腺がん精検	治療内容
1457	前立腺がん精検	治療内容その他
1458	健康管理カード	整理番号
1459	健康管理カード	最終更新日
1460	健康管理カード	身長
1461	健康管理カード	体重
1462	健康管理カード	肥満度
1463	健康管理カード	かかりつけ医療機関管理番号
1464	健康管理カード	かかりつけ医療機関管理番号その他
1465	健康管理カード	かかりつけ医師番号
1466	健康管理カード	かかりつけ医師番号その他
1467	健康管理カード	印刷区分
1468	健康管理カード	印刷日
1469	健康管理カード	登録支所区分
1470	健康管理カード	電話番号
1471	健康管理カード	携帯電話番号
1472	健康管理カード	メールアドレス
1473	成人教育受付	整理番号
1474	成人教育受付	受付年度
1475	成人教育受付	受付事業番号
1476	成人教育受付	受付事業予定連番
1477	成人教育受付	予定日
1478	成人教育受付	受付会場番号
1479	成人教育受付	受付会場その他
1480	成人教育受付	受付時間
1481	成人教育受付	状態区分
1482	成人教育受付	検査結果判定区分
1483	成人教育受付	実施機関区分
1484	成人教育受付	保健師判定区分
1485	成人教育受付	開始日
1486	成人教育受付	終了日
1487	成人教育受付	抽出日
1488	成人教育受付	受付担当者番号
1489	成人教育受付	受付担当者枝番
1490	成人教育受付	受付日
1491	成人教育受付	抽選担当者番号
1492	成人教育受付	抽選担当者枝番
1493	成人教育受付	抽選日
1494	成人教育受付	抽選結果
1495	成人教育受付	グループ
1496	成人教育受付	備考
1497	成人教育受付	受付印刷区分
1498	成人教育受付	受付印刷日
1499	成人教育受付	繰越年度
1500	成人教育受付	繰越事業連番
1501	成人教育受付	繰越フラグ
1502	成人教育受付	繰越回数
1503	成人教育受付	受付番号
1504	成人教育受付	受付登録支所区分
1505	成人教育受付	電話番号
1506	成人教育受付	携帯電話番号
1507	成人教育受付	キャンセル

項番	テーブル名	項目名
1508	成人教育受付	子どもの名前①
1509	成人教育受付	子どもの生年月日①
1510	成人教育受付	子どもの名前②
1511	成人教育受付	子どもの生年月日②
1512	成人教育受付	子どもの名前③
1513	成人教育受付	子どもの生年月日③
1514	成人教育受付	託児
1515	成人教育受付	備考
1516	成人教育結果	整理番号
1517	成人教育結果	年度
1518	成人教育結果	事業番号
1519	成人教育結果	事業予定連番
1520	成人教育結果	実施日
1521	成人教育結果	会場番号
1522	成人教育結果	会場その他
1523	成人教育結果	時間
1524	成人教育結果	期
1525	成人教育結果	回
1526	成人教育結果	受診医療機関管理番号
1527	成人教育結果	受診医療機関その他
1528	成人教育結果	検査実施日
1529	成人教育結果	出欠区分
1530	成人教育結果	初回年度
1531	成人教育結果	初回事業連番
1532	成人教育結果	印刷区分
1533	成人教育結果	印刷日
1534	成人教育結果	登録支所区分
1535	成人教育結果	身長
1536	成人教育結果	体重
1537	成人教育結果	BMI
1538	成人教育結果	体脂肪率
1539	成人教育結果	最高血圧
1540	成人教育結果	最低血圧
1541	成人教育結果	指導方法
1542	成人教育結果	喫煙のステージ
1543	成人教育結果	喫煙本数
1544	成人教育結果	呼気中CO
1545	成人教育結果	ニコチンレベル
1546	成人教育結果	平均歩数
1547	成人教育結果	飲酒量
1548	成人教育結果	備考
1549	成人教育結果	血圧判定
1550	成人教育結果	脈拍
1551	成人教育結果	確認日
1552	成人教育結果	かかりつけ医療機関
1553	成人教育結果	内服状況
1554	成人教育結果	既往歴
1555	成人教育結果	尿中ナトリウム
1556	成人教育結果	尿中カリウム
1557	成人教育結果	尿中クレアチニン
1558	成人教育結果	塩分排泄量
1559	成人教育結果	カリウム排泄量
1560	成人教育結果	空腹時血糖
1561	成人教育結果	HbA1c
1562	成人教育結果	総コレステロール
1563	成人教育結果	HDLコレステロール
1564	成人教育結果	中性脂肪
1565	成人相談	整理番号

項番	テーブル名	項目名
1566	成人相談	履歴番号
1567	成人相談	事業番号
1568	成人相談	年度
1569	成人相談	実施日
1570	成人相談	事業予定連番
1571	成人相談	開始時間
1572	成人相談	終了時間
1573	成人相談	会場番号
1574	成人相談	会場その他
1575	成人相談	把握事業番号
1576	成人相談	フォロー履歴番号
1577	成人相談	データ作成区分
1578	成人相談	状態区分
1579	成人相談	対象分類区分
1580	成人相談	出欠区分
1581	成人相談	集計分類区分
1582	成人相談	総合判定区分
1583	成人相談	登録日
1584	成人相談	受付者番号
1585	成人相談	受付者枝番
1586	成人相談	受付日
1587	成人相談	印刷区分
1588	成人相談	印刷日
1589	成人相談	登録支所区分
1590	成人相談	身長
1591	成人相談	体重
1592	成人相談	BMI
1593	成人相談	体脂肪率
1594	成人相談	最大血圧
1595	成人相談	最小血圧
1596	成人相談	血圧判定
1597	成人相談	脈拍
1598	成人相談	尿潜血
1599	成人相談	尿蛋白
1600	成人相談	尿糖
1601	成人相談	相談形式
1602	成人相談	新規者受付経路
1603	成人相談	関係機関
1604	成人相談	内容
1605	成人相談	(再)引きこもり区分
1606	成人相談	(再)自殺関連区分
1607	成人相談	(再々)自殺者遺族区分
1608	成人相談	(再)犯罪被害区分
1609	成人相談	(再)災害区分
1610	成人相談	健康づくり内容
1611	成人相談	(再)病態別
1612	成人相談	(再)歯周疾患検診
1613	成人相談	電話番号
1614	成人相談	携帯電話番号
1615	成人相談	メールアドレス
1616	成人相談	相談内容
1617	成人相談	時間(事前に要した時間)
1618	成人相談	時間(当日要した時間)
1619	成人相談	時間(事後に要した時間)
1620	成人相談担当者	整理番号
1621	成人相談担当者	履歴番号
1622	成人相談担当者	相談者番号
1623	成人相談担当者	相談者枝番

項番	テーブル名	項目名
1624	成人相談担当者	単位数
1625	成人相談担当者	時間数
1626	フォロー台帳	整理番号
1627	フォロー台帳	履歴番号
1628	フォロー台帳	実担当者番号
1629	フォロー台帳	実担当者枝番
1630	フォロー台帳	フォロー要因区分
1631	フォロー台帳	登録支所区分
1632	フォロー台帳	サブシステム
1633	フォロー台帳	発生事業番号
1634	フォロー台帳	発生事業予定連番
1635	フォロー台帳	発生種別区分
1636	フォロー台帳	発生年度
1637	フォロー台帳	発生実施日
1638	フォロー台帳	発生実施時間
1639	フォロー台帳	発生会場番号
1640	フォロー台帳	発生会場その他
1641	フォロー台帳	発生医療機関管理番号
1642	フォロー台帳	発生医療機関その他
1643	フォロー台帳	フォロー先事業番号
1644	フォロー台帳	フォロー先事業予定連番
1645	フォロー台帳	フォロー先年度
1646	フォロー台帳	フォロー先実施日
1647	フォロー台帳	フォロー先実施時間
1648	フォロー台帳	フォロー先会場番号
1649	フォロー台帳	フォロー先会場その他
1650	フォロー台帳	予定備考
1651	フォロー台帳	実施フラグ
1652	フォロー台帳	実施日
1653	フォロー台帳	最終完了フラグ
1654	フォロー台帳	最終完了日
1655	フォロー台帳	完了理由区分
1656	フォロー台帳	終了備考
1657	フォロー台帳	要援護者
1658	フォロー台帳	把握経路
1659	フォロー台帳	市長同意
1660	フォロー台帳	病院別
1661	フォロー台帳	生保
1662	フォロー台帳	退院把握
1663	フォロー台帳	備考
1664	フォロー台帳	電話番号
1665	フォロー台帳	携帯電話番号
1666	フォロー台帳	メールアドレス
1667	フォロー台帳	時間(事前に要した時間)
1668	フォロー台帳	時間(当日要した時間)
1669	フォロー台帳	時間(事後に要した時間)
1670	訪問履歴	整理番号
1671	訪問履歴	履歴番号
1672	訪問履歴	サブシステム
1673	訪問履歴	事業番号
1674	訪問履歴	訪問日
1675	訪問履歴	訪問開始時間
1676	訪問履歴	日付未定フラグ
1677	訪問履歴	状態区分
1678	訪問履歴	データ作成区分
1679	訪問履歴	訪問種別区分
1680	訪問履歴	訪問対象区分
1681	訪問履歴	印刷区分

項番	テーブル名	項目名
1682	訪問履歴	印刷日
1683	訪問履歴	把握事業番号
1684	訪問履歴	フォロー履歴番号
1685	訪問履歴	支払区分
1686	訪問履歴	登録支所区分
1687	訪問履歴	接触状況
1688	訪問履歴	電話番号
1689	訪問履歴	携帯電話番号
1690	訪問履歴	メールアドレス
1691	訪問履歴	備考
1692	訪問履歴	時間(事前に要した時間)
1693	訪問履歴	時間(当日要した時間)
1694	訪問履歴	時間(事後に要した時間)
1695	訪問履歴	(再)障がい者
1696	訪問履歴	訪問事由
1697	訪問履歴	(再)引きこもり区分
1698	訪問履歴	(再)自殺関連区分
1699	訪問履歴	(再々)自殺者遺族区分
1700	訪問履歴	(再)犯罪被害区分
1701	訪問履歴	(再)災害区分
1702	訪問履歴	新規者受付経路
1703	訪問履歴	市長同意
1704	訪問履歴	健康づくり内容
1705	訪問履歴	(再)病態別
1706	訪問履歴	指導内容
1707	訪問履歴	把握同期大分類
1708	訪問履歴	把握同期小分類
1709	訪問履歴	終了理由
1710	訪問履歴	介護保険
1711	訪問履歴	主治医1
1712	訪問履歴	主治医2
1713	訪問履歴	主疾患1
1714	訪問履歴	主疾患2
1715	訪問履歴	備考
1716	訪問履歴	台帳記載
1717	訪問担当者	整理番号
1718	訪問担当者	履歴番号
1719	訪問担当者	訪問者番号
1720	訪問担当者	訪問者枝番
1721	訪問担当者	単位数
1722	訪問担当者	時間数
1723	訪問担当者	サブシステム
1724	歯周疾患検診	整理番号
1725	歯周疾患検診	履歴番号
1726	歯周疾患検診	セット事業番号
1727	歯周疾患検診	事業番号
1728	歯周疾患検診	年度
1729	歯周疾患検診	受診日
1730	歯周疾患検診	事業予定連番
1731	歯周疾患検診	実施時間
1732	歯周疾患検診	会場番号
1733	歯周疾患検診	会場その他
1734	歯周疾患検診	受診医療機関管理番号
1735	歯周疾患検診	受診医療機関その他
1736	歯周疾患検診	予備医療機関管理番号
1737	歯周疾患検診	予備医療機関その他
1738	歯周疾患検診	種別区分
1739	歯周疾患検診	受診区分

項番	テーブル名	項目名
1740	歯周疾患検診	受診番号
1741	歯周疾患検診	受診券種別
1742	歯周疾患検診	金額
1743	歯周疾患検診	総合判定
1744	歯周疾患検診	精検情報
1745	歯周疾患検診	登録日
1746	歯周疾患検診	登録区分
1747	歯周疾患検診	印刷区分
1748	歯周疾患検診	印刷日
1749	歯周疾患検診	受診希望
1750	歯周疾患検診	受付番号
1751	歯周疾患検診	更新日
1752	歯周疾患検診	受付日
1753	歯周疾患検診	対象日
1754	歯周疾患検診	抽出日
1755	歯周疾患検診	最新フラグ
1756	歯周疾患検診	抽出フラグ
1757	歯周疾患検診	健診案内発行フラグ
1758	歯周疾患検診	健診案内発行日
1759	歯周疾患検診	希望調査票発行フラグ
1760	歯周疾患検診	希望調査票発行日
1761	歯周疾患検診	申込入力フラグ
1762	歯周疾患検診	申込入力日
1763	歯周疾患検診	受診券発行フラグ
1764	歯周疾患検診	受診券発行日
1765	歯周疾患検診	登録支所区分
1766	歯周疾患検診	印刷情報予備1
1767	歯周疾患検診	印刷情報予備2
1768	歯周疾患検診	印刷情報予備3
1769	歯周疾患検診	発行除外フラグ
1770	歯周疾患検診	発行理由区分
1771	歯周疾患検診	受診券無効フラグ
1772	歯周疾患検診	支払対象外フラグ
1773	歯周疾患検診	印刷連番
1774	歯周疾患検診	請求年月
1775	歯周疾患検診	勧奨区分
1776	歯周疾患検診	備考
1777	歯周疾患検診	勧奨日
1778	歯周疾患検診	成人歯科健診 全身の状態
1779	歯周疾患検診	成人歯科健診 たばこを吸う
1780	歯周疾患検診	成人歯科健診 1日の本数
1781	歯周疾患検診	成人歯科健診 喫煙年齢(開始)
1782	歯周疾患検診	成人歯科健診 喫煙年齢(終了)
1783	歯周疾患検診	成人歯科健診 喫煙年数
1784	歯周疾患検診	成人歯科健診 かかりつけ歯科医
1785	歯周疾患検診	成人歯科健診 過去1年間の歯科健診受診
1786	歯周疾患検診	成人歯科健診 歯みがきは1日何回
1787	歯周疾患検診	成人歯科健診 歯みがきの時間
1788	歯周疾患検診	成人歯科健診 歯間ブラシ、フロスの使用
1789	歯周疾患検診	成人歯科健診 健全歯数
1790	歯周疾患検診	成人歯科健診 未処置歯数
1791	歯周疾患検診	成人歯科健診 処置歯数
1792	歯周疾患検診	成人歯科健診 現在歯数
1793	歯周疾患検診	成人歯科健診 要補綴歯数
1794	歯周疾患検診	成人歯科健診 欠損補綴歯数
1795	歯周疾患検診	成人歯科健診 BOP(17または16)
1796	歯周疾患検診	成人歯科健診 BOP(11)
1797	歯周疾患検診	成人歯科健診 BOP(26または27)

項番	テーブル名	項目名
1798	歯周疾患検診	成人歯科健診 PD(17または16)
1799	歯周疾患検診	成人歯科健診 PD(11)
1800	歯周疾患検診	成人歯科健診 PD(26または27)
1801	歯周疾患検診	成人歯科健診 PD(47または46)
1802	歯周疾患検診	成人歯科健診 PD(31)
1803	歯周疾患検診	成人歯科健診 PD(36または37)
1804	歯周疾患検診	成人歯科健診 BOP(47または46)
1805	歯周疾患検診	成人歯科健診 BOP(31)
1806	歯周疾患検診	成人歯科健診 BOP(36または37)
1807	歯周疾患検診	成人歯科健診 BOP(最大値)
1808	歯周疾患検診	成人歯科健診 PD(最大値)
1809	歯周疾患検診	成人歯科健診 口腔清掃状態
1810	歯周疾患検診	成人歯科健診 歯石の付着
1811	歯周疾患検診	成人歯科健診 その他の所見
1812	歯周疾患検診	成人歯科健診 判定区分(要指導)
1813	歯周疾患検診	成人歯科健診 判定区分(要精密検査)
1814	歯周疾患検診	成人歯科健診 連絡事項
1815	歯周疾患検診	成人歯科健診 紹介先または指導内容
1816	歯周疾患検診	成人歯科健診 個人負担金
1817	歯周疾患検診	成人歯科健診 返送区分
1818	歯周疾患検診	成人歯科健診 返送日
1819	歯周疾患検診	成人歯科健診 精検結果
1820	歯周疾患検診	口腔機能健診 後期高齢者医療歯科健診の対象者ではない
1821	歯周疾患検診	口腔機能健診 身長
1822	歯周疾患検診	口腔機能健診 体重
1823	歯周疾患検診	口腔機能健診 かかりつけ歯科医
1824	歯周疾患検診	口腔機能健診 治療を受けた病気
1825	歯周疾患検診	口腔機能健診 固いものが食べにくい
1826	歯周疾患検診	口腔機能健診 口や喉の渇き
1827	歯周疾患検診	口腔機能健診 お茶や汁物等でむせる
1828	歯周疾患検診	口腔機能健診 舌が動かしにくい
1829	歯周疾患検診	口腔機能健診 奥歯のかみしめ
1830	歯周疾患検診	口腔機能健診 口腔機能の合計点数
1831	歯周疾患検診	口腔機能健診 固いものが食べにくい(医療機関記入用)
1832	歯周疾患検診	口腔機能健診 口や喉の渇き(医療機関記入用)
1833	歯周疾患検診	口腔機能健診 お茶や汁物等でむせる(医療機関記入用)
1834	歯周疾患検診	口腔機能健診 舌が動かしにくい(医療機関記入用)
1835	歯周疾患検診	口腔機能健診 奥歯のかみしめ(医療機関記入用)
1836	歯周疾患検診	口腔機能健診 口腔機能の合計点数(医療機関記入用)
1837	歯周疾患検診	口腔機能健診 健全歯数
1838	歯周疾患検診	口腔機能健診 未処置歯数
1839	歯周疾患検診	口腔機能健診 処置歯数
1840	歯周疾患検診	口腔機能健診 現在歯数
1841	歯周疾患検診	口腔機能健診 要補綴歯数
1842	歯周疾患検診	口腔機能健診 欠損補綴歯数
1843	歯周疾患検診	口腔機能健診 BOP(17または16)
1844	歯周疾患検診	口腔機能健診 BOP(11)
1845	歯周疾患検診	口腔機能健診 BOP(26または27)
1846	歯周疾患検診	口腔機能健診 PD(17または16)
1847	歯周疾患検診	口腔機能健診 PD(11)
1848	歯周疾患検診	口腔機能健診 PD(26または27)
1849	歯周疾患検診	口腔機能健診 PD(47または46)
1850	歯周疾患検診	口腔機能健診 PD(31)
1851	歯周疾患検診	口腔機能健診 PD(36または37)
1852	歯周疾患検診	口腔機能健診 BOP(47または46)
1853	歯周疾患検診	口腔機能健診 BOP(31)
1854	歯周疾患検診	口腔機能健診 BOP(36または37)
1855	歯周疾患検診	口腔機能健診 BOP(最大値)

項番	テーブル名	項目名
1856	歯周疾患検診	口腔機能健診 PD(最大値)
1857	歯周疾患検診	口腔機能健診 口腔清掃状態
1858	歯周疾患検診	口腔機能健診 反復唾液嚥下テスト
1859	歯周疾患検診	口腔機能健診 その他の所見
1860	歯周疾患検診	口腔機能健診 総合判定(要指導)
1861	歯周疾患検診	口腔機能健診 総合判定(要精検・要治療)
1862	歯周疾患検診	口腔機能健診 連絡事項
1863	歯周疾患検診	口腔機能健診 紹介先または支援内容
1864	歯周疾患検診	口腔機能健診 事後指導
1865	歯周疾患検診	口腔機能健診 問診4・5・6点数
1866	歯周疾患検診	口腔機能健診 問診4・5・6点数(医療機関)
1867	歯周疾患検診	訪問歯科健康診査 再掲)障害者(児)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
健康増進事業情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・健診を受付する委託医療機関において、対象者へ通知するはがき及び本人確認書類（身分証明証等）の確認を実施し、対象者以外の情報を入手することのないよう努める。 ・委託医療機関から提出された検診票を保健システム（令和8年1月以降は健康管理システム）へ取込む際に、検診票に記載された個人コード、氏名、住所、生年月日等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・保健システム（令和8年1月以降は健康管理システム）を利用する必要がある職員に対して、個人ごとにID・パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・健診を受付する委託医療機関において、本人確認書類（身分証明証等）の確認を実施し、対象者以外の情報を入手することのないよう努める。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	①本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条3項（第1条第3項を準用）の規定に基づき確認する。 ②代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。 ③個人番号カード（若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合には、市町村住基CSにおいて職員が本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・入力作業員、審査作業員、決裁作業員を分担して入力ミスを軽減する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・保健システム（令和8年1月以降は健康管理システム）は基幹系システム用の専用ネットワーク回線を利用することにより情報リスクを低減させている。 ・提出された検診票については、提出後、全件確認し、保管については、施錠された部屋へ保管している。 ・保健システム（令和8年1月以降は健康管理システム）使用時は、操作者の二要素認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	・統合基盤システムの統合宛名機能等で管理する特定個人情報は、利用する業務システム毎にアクセス制御を行う。 ・宛名データの業務システムへの提供は、事前に協議し、個人番号を含めた情報提供を行うか否かを決定した上で、データ提供を行う。 ・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から保健システム（令和8年1月以降は健康管理システム）の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われなくしている。 ・必要のない情報については保有しない。 ・各業務を行うにあたり、利用者の担当業務ごとにアクセス権限区分を設け、権限に応じて不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・ユーザ管理は統合基盤システムの共通認証機能とデータ連携が行われており、統合基盤システムから人事異動情報の連携後、所属に応じたアクセス権限を自動的に設定している。 ・個人毎の詳細なアクセス権限は、職員側で権限変更申請を行い、統合運用管理事業者が変更する。 ・人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁しシステムに反映させている。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・アクセス権限を失効した場合には、速やかに管理者がアクセス権限を削除する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・端末から参照、更新した場合のアクセスログを記録している。 ・記録項目：処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、4情報		
その他の措置の内容	・端末の利用にあたり、ログインユーザ以外の職員に端末を操作させない。また、他職員がログインしている状態で端末を操作しない運用を行っている。 ・自分のID・パスワードで他人が操作できないよう対策を講じている。（ID・パスワードを他人に教えない、ID・パスワードを付箋紙等に記載して貼らない、他に職員に自分のID・パスワードでログインさせない。） ・ユーザIDとパスワード、生体情報による二要素認証を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・アクセスログを記録し、定期的にログを解析する仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意している。 ・従業者に対するセキュリティ教育を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等には厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 ・システム端末からデータが持出しできないよう制御している。 ・データの操作について操作記録を残す。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・端末操作時、離席する際は必ずログアウトする。 ・特定個人情報が記載された紙媒体について、離席時には引出しに入れる等の覗き見を防止している。			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託する内容に合わせて、委託先の選定条件でプライバシーマーク付与認定（JIS Q15001）あるいは情報セキュリティマネジメントシステム認証基準JISQ27001(ISO/IEC27001)の認定を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。 ・委託先を選定する際、委託先にて個人情報保護に関する規定や体制の整備、安全管理措置がとられているか確認している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	＜選択肢＞ 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 ・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧／更新の履歴（ログ）を取得し、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託先が特定個人情報にアクセスした場合においてもログ管理されている。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【ルールの内容】 他者（再委託先）への特定個人情報の提供の際には、再委託の必要性、再委託先での管理方法、セキュリティ管理体制等の報告を受け、問題がない場合に限り承認している。 【ルール遵守の確認方法】 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば当市職員が現地調査している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【ルールの内容】 委託先へ特定個人情報を提供する際には、庁内ネットワークから持ち出す場合は、暗号化した上で提供している。また委託先へのデータ搬送が必要な場合は、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付けている。 【ルール遵守の確認方法】 委託先に提供する際、日付及び件数を記録した受け渡しの確認印を押印してもらい、当市の上長がそれを確認する。また日常運用において、ルールが遵守されていることを定期的にチェックする。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【ルールの内容】 契約書において、業務委託が終了した場合、委託元の指示に従い、委託元の責任と負担において個人情報を委託元に返還、破棄若しくは消去しなければならない旨を規定している。 【ルール遵守の確認方法】 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて、破棄、消去の方法、完了日等報告させ、必要があれば当市職員が現地調査を行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 ・特定個人情報の提供先の限定する。 ・情報漏洩を防ぐための保管管理する。 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する。 ・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする。 ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行う。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っていない 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・委託先が再委託先に対して、情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているかの監督をしているか、原則として作業実施期間中に立入調査を行い確認する（立入調査の実施が困難な場合は、委託先が作成した報告書等を確認する）。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分な	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜さいたま市における措置＞ ・番号連携サーバにおいて、各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。 ・操作端末やシステムによる接続では、認証機能により、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜さいたま市における措置＞ ・中間サーバと番号連携サーバ間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、VPN等の技術を利用し、さいたま市の中間サーバと番号連携サーバ間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・番号連携サーバと業務システム及び端末間の接続は、専用のネットワークを利用し、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜さいたま市における措置＞ 番号連携サーバにおいて、中間サーバから各業務システムあての情報照会結果の中継では、照会結果内容の改変は行わないことにより、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<さいたま市における措置> ・中間サーバと番号連携サーバ間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用し、また、VPN等の技術を利用し、さいたま市の中間サーバと番号連携サーバ間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・番号連携サーバと業務システム及び端末間の接続は、専用のネットワークを利用し、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・操作端末やシステムによる接続では、認証機能により、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<さいたま市における措置> ・特定個人情報の提供・移転時には、情報提供の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<さいたま市における措置> ・サーバ室と、データプログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋と区別して専用の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・事務を行う執務場所において、市職員(委託従事者)以外の者(外部業者)が無断で立ち入らないよう、入室制限を行っている。 ・事務を行う執務場所において、市職員(委託従事者)以外の者(外部業者)が作業する際、執務場所内にいる間は職員が立ち会い、作業内容を確認している。 ・特定個人情報が記載された紙媒体は、業務終了後に施錠した保管場所に保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<さいたま市における措置> 【不正プログラム対策】 ・ウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・端末において許可しないアプリケーションの実行を制限する。 【不正アクセス対策】 ・インターネットなどの外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・データに対する不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより随時異動データを連携することにより、最新化する、また住民記録システムとの整合処理を定期的実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容

No.	内容	再発防止策
1	受託者のシステムが、ランサムウェアによる不正アクセス攻撃（身代金要求型サイバー攻撃）を受けた。	従前から実施していた情報セキュリティポリシー等に基づく確認に加え、年に一度委託事業者による点検を実施させ、立ち入り調査等を実施する。
2	区役所において、重度心身障害者自動車燃料費助成金請求の手続きのため、対象者から受付をした3月分の請求書類240件のうち99件を受付処理後、保管中に紛失した。	職員が定期的なコンプライアンスセルフチェックの実施により、継続的な事務点検を行う。職員の情報セキュリティに関するeラーニングコンテンツの受講を促し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育を実施する。
3	受託業者が、当該事業に関するアンケートを会員に送付する際、誤って会員の個人情報（メールアドレスのみ）が含まれたファイルを添付しメール送信した。	受託事業所へ立入調査を実施し、メール送信時に個人情報を含まないかをダブルチェックにて十分に確認を行うこと、ファイルを添付する際は、パスワードを設定するなど、細心の注意を払うとともに、適切な個人情報の厳正な管理及び取扱いについて再度指導を行い、「事務処理マニュアル」、「フローチャート」、「チェックリスト」の整備、活用を徹底し、再発防止に努めるよう指導を行った。
4	区役所において、自立支援医療費支給認定申請書の写しを誤って別人に送付した。	係用と担当用の2つのマニュアルを改訂し、ダブルチェックの徹底について追記した。 チェックシートの対象を全ての郵送物に拡大した。 課内研修を行い、情報管理の重要性や対象者の検索方法、防止対策等について指導した。

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<さいたま市における措置> ①所属長は部署の職員に対し、年に1回又は必要に応じて自主点検を実施させることにより、評価書に沿って情報セキュリティ対策の実施状況について確認するとともに、改善に取り組んでいる。 ②守るべき情報資産について、年一回、ライフサイクルごとにリスクを分析し、より有効な対策を検討・実施する。 ③事業者に対し、年に1回又は必要に応じて自主点検を実施させることにより、情報セキュリティ対策の実施状況について確認するとともに、改善に取り組んでいる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<さいたま市における措置> ・年1回、組織に対する監査として「情報セキュリティ内部監査」を24課(各局(区)で1課)に実施し、情報システムに対する監査として「情報セキュリティ外部監査」を2システム・1Webサイトに実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<さいたま市における措置> ①部署内で、実際に端末を使用する部署の職員及び委託先従業員に対して、新しい事務運用、特定個人情報を取り扱うリスクを認識させ、その管理に関する必要な知識等の研修を年1回実施する。 ②所属長に対し、年1回ICT環境の変化や情報セキュリティ事件・事故事例について紹介するとともに、所属長の管理者としての責務について研修を実施する。 ③各所属により選定されたICTリーダに対し、年1回、e-ラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施することとしている。また、研修を受けたICTリーダは、朝のミーティングなどを通じて所属職員への情報セキュリティの啓発を行う。 ④事業者に対し、市のセキュリティポリシーを遵守するよう、必要な教育・啓発を事業者が行うこととし、契約時には情報セキュリティ体制を書面でいただく。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	各区役所 暮らし応援室 住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 他
②請求方法	必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	さいたま市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料額: 無料。写しの交付の場合、通常1面10円のコピー料。) 納付方法: 来庁の場合は現金、郵送の場合はコピー代と郵送料。
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	健康づくり健診事業対象者ファイル
公表場所	当市のwebサイト (https://www.city.saitama.lg.jp/006/008/001/004/p096984.html)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	さいたま市保健衛生局保健所健康支援課 住所：〒338-0013さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号：048-840-2214 FAX番号：048-840-2229
②対応方法	問合せ受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年11月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	さいたま市パブリック・コメント制度要綱に基づき、パブリック・コメントによる意見聴取を実施する。実施に際しては、市ホームページ等で公開し、広く住民等の意見を聴取する。
②実施日・期間	令和6年11月6日から令和6年12月6日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	特になし
⑤評価書への反映	特になし
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年1月22日
②方法	さいたま市情報公開・個人情報保護審議会において、特定個人情報保護評価書を点検する。
③結果	「特定個人情報保護評価書(事務の名称 健康増進事業に関する事務)」について、審議の結果、適当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月12日	Ⅱ 3①入手元	区政推進室	区政推進部	事後	
平成29年5月10日	Ⅰ 2システム1①	保健センターシステム	保健システム	事後	
平成29年5月10日	Ⅰ 2システム2②	① 宛名管理機能:既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ② 統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③ 符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④ 情報提供機能:各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 ⑤ 情報照会機能:中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示、または、各業務システムにファイル転送を行う。	① 宛名管理機能:既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ② 統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③ 符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④ 情報提供機能:各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 ⑤ 情報照会機能:中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示、または、各業務システムにファイル転送を行う。 ⑥お知らせ機能:各業務で管理するお知らせ送付先情報を受領し、お知らせする内容とともに中間サーバへ送信する。中間サーバよりお知らせ情報の開封状況・回答結果を受信する。指定したお知らせ情報の取消要求を中間サーバへ送信する。	事後	
平成29年5月10日	Ⅱ 4委託事項4	4件	5件	事後	
平成29年5月10日	Ⅱ 4委託事項4①②	保健センターシステム	保健システム	事後	
平成29年5月10日	Ⅱ 4委託事項5	(該当事項未記載)	統合基盤システムについて記載	事後	
平成29年5月10日	Ⅲ 2リスク4リスクに対する措置の内容	・保健システムは基幹系システム用の専用ネットワーク回線を利用することにより情報リスクを低減させている。 ・提出された検診票については、提出後、全件確認し、保管については、施錠された部屋へ保管している。	・保健システムは基幹系システム用の専用ネットワーク回線を利用することにより情報リスクを低減させている。 ・提出された検診票については、提出後、全件確認し、保管については、施錠された部屋へ保管している。 ・保健システム使用時は、操作者の二要素認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月10日	Ⅲ3リスク2ユーザー認証の管理	・システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、パスワード設定による認証を行っている。	・システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。	事後	
平成29年5月10日	Ⅲ3リスク2その他の措置の内容	・端末の利用にあたり、ログインユーザ以外の職員に端末を操作させない。また、他職員がログインしている状態で端末を操作しない運用を行っている。 ・自分のID・パスワードで他人が操作できないよう対策を講じている。(ID・パスワードを他人に教えない、ID・パスワードを付箋紙等に記載して貼らない、他に職員に自分のID・パスワードでログインさせない。)	・端末の利用にあたり、ログインユーザ以外の職員に端末を操作させない。また、他職員がログインしている状態で端末を操作しない運用を行っている。 ・自分のID・パスワードで他人が操作できないよう対策を講じている。(ID・パスワードを他人に教えない、ID・パスワードを付箋紙等に記載して貼らない、他に職員に自分のID・パスワードでログインさせない。) ・ユーザIDとパスワード、生体情報による二要素認証を行っている。	事後	
平成29年5月10日	Ⅲ3リスク4リスクに対する措置の内容	・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等には厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。	・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等には厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 ・システム端末からデータが持出しできないよう制御している。 ・データの操作について操作記録を残す。	事後	
平成31年2月8日	Ⅱ4委託事項	5件	4件	事後	
平成31年2月8日	Ⅱ4委託事項	2 機器設置拠点に関するデータセンター管理業務、3 NWセンターに関するデータセンター管理業務	2 データセンターに関する管理業務	事後	
平成31年2月8日	Ⅱ4委託事項	4 保健システムのシステム運用	3 保健システムのシステム運用	事後	
平成31年2月8日	Ⅱ4委託事項	5 統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム)に関するシステム保守及びハードウェア保守	4 統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム)に関するシステム保守及びハードウェア保守	事後	
平成31年2月8日	(旧項目名)Ⅰ7②所属長 (現項目名)Ⅰ7②所属長の役職名	課長 小林 裕子	地域保健支援課長	事後	
令和1年6月14日	Ⅰ2システム2③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] その他()	[] 情報提供ネットワークシステム [○] その他(番号連携サーバを利用する全てのシステム)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	I 2システム3③他のシステムとの接続	[○] その他(国民健康保険システム、福祉系システム)	[○] その他(連携基盤システムを経由して庁内連携する全てのシステム)	事後	
令和1年6月14日	Ⅲ4再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保 具体的な方法	・委託先と同等のリスク対策を実施する。	・委託先が再委託先に対して、情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているかの監督をしているか、原則として作業実施期間中に立入調査を行い確認する(立入調査の実施が困難な場合は、委託先が作成した報告書等を確認する)。	事後	
令和1年6月14日	Ⅲ7⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり その内容 市に紙で提出された特定個人情報を含む給与支払報告書等の課税資料のデータ入力業務の委託において、委託先が市の許諾を得ることなく再委託したもの(別添のとおり) 再発防止策の内容 特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、契約締結時に再委託の予定の有無について委託先から書面で報告を求めるとともに、原則として作業実施期間中に委託先の作業実施場所へ立入調査を行う(立入調査の実施が困難である場合は、委託先が作成した報告書等を確認する。))。	事後	
令和2年2月28日	Ⅱ 4委託の有無	4件	5件	事後	
令和2年2月28日	Ⅱ 4委託事項1再委託⑧再委託の許諾方法	承諾願、体制図等の提出により審査	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾願」(必要に応じて体制図等を添付する。)を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。	事後	
令和2年2月28日	Ⅱ 4委託事項4	統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム)に関するシステム保守及びハードウェア保守	統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するシステム保守	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月28日	Ⅱ 4委託事項4①委託内容	統合基盤システムシステムのパッケージアプリケーション保守及びハードウェア保守作業、職員からの問い合わせに対する調査 等	統合基盤システムのパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等	事後	
令和2年2月28日	Ⅱ 4委託事項4②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	統合基盤システムの運用保守において、データバックアップ等を行うにあたり、健康増進事業情報ファイルを取扱う必要があるため必要である。	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある	事後	
令和2年2月28日	Ⅱ 4委託事項4③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	
令和2年2月28日	Ⅱ 4委託事項4④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] その他()	[○] その他(提供しない)	事後	
令和2年2月28日	Ⅱ 4委託事項4再委託⑧再委託の許諾方法	承諾願、体制図等の提出により審査	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾願」(必要に応じて体制図等を添付する。)を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。	事後	
令和2年2月28日	Ⅱ 4委託事項4再委託⑨再委託事項	システム等のパッケージアプリケーション保守及びハードウェア保守作業、職員からの問い合わせに対する調査 等	システム等のパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等	事後	
令和2年2月28日	Ⅱ 4委託事項5	記載なし	新規記載	事後	
令和2年2月28日	(別添2)ファイル記録項目 別紙:健康増進事業情報ファイル記録項目		全体的に精査をし、別添2のとおり修正	事後	
令和2年2月28日	Ⅳ 1②具体的な内容	＜さいたま市における措置＞ ・業務所管部署において、情報セキュリティに関する監査を定期的に行う。	＜さいたま市における措置＞ ・年1回、組織に対する監査として「情報セキュリティ内部監査」を24課(各局(区)で1課)に実施し、情報システムに対する監査として「情報セキュリティ外部監査」を2システム・1Webサイトに実施している。	事後	
令和3年8月6日	Ⅱ 4委託事項1、5 ⑥委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	I 1②事務の内容	番号法においては、別表第一項番76に基づき、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に個人番号を用いることとなる。	上記事務においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第一（第9条関係）の76の項に基づき、個人番号を利用して検診結果の管理等を行う。	事後	
令和3年12月24日	I 2システム2③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等	事後	
令和3年12月24日	I 5個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条 別表1 76項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条（平成26年9月10日内閣府総務省令第5号）	・番号法第9条第1項、別表第一の76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表第一主務省令」という。）第54条	事後	
令和3年12月24日	II 6①保管場所	・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	
令和3年12月24日	II 6③消去方法	・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	
令和4年6月19日	I 2システム4	（記載なし）	中間サーバに関する記載を追記	事前	法改正（情報提供ネットワークシステムとの接続開始）に基づく追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月19日	I 6情報提供ネットワークシステムによる情報連携	①実施しない ②(記載なし)	①実施する ②実施することの法令上の根拠の新規記載	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年6月19日	(別添1)事務内容	(記載なし)	「情報提供ネットワークシステム」に係る内容を追記	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年6月19日	II 5特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	【提供・移転の有無】 [] 提供を行っている()件 [○] 行っていない 【提供先1】 (記載なし)	【提供・移転の有無】 [○] 提供を行っている(1)件 [] 行っていない 【提供先1】 情報提供ネットワークシステムとの接続開始に伴う記載を追記	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年6月19日	(別添2)ファイル記録項目 別紙:健康増進事業情報ファイル記録項目	(記載なし)	歯周疾患検診に係る項目を追記	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年6月19日	III 6情報提供ネットワークシステムとの接続	(記載なし)	情報提供ネットワークシステムとの接続開始に伴う記載を追記	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年6月19日	III 7リスク1⑤、⑥	(記載なし)	「中間サーバー・ソフトウェアにおける措置」又は「中間サーバー・プラットフォームにおける措置」を追記	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年6月19日	IVその他のリスク対策	(記載なし)	「中間サーバー・ソフトウェアにおける措置」又は「中間サーバー・プラットフォームにおける措置」を追記	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年7月8日	II 6③消去方法	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	中間サーバー・プラットフォームにおける措置の変更に伴う修正
令和4年7月8日	(別添2)ファイル記録項目 別紙:健康増進事業情報ファイル記録項目		全体的に精査をし、別添2のとおり修正	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅲ6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事後	デジタル庁設置法の施行による修正
令和4年7月8日	Ⅲ6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3:入手した特定情報が不正確であるリスク	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	デジタル庁設置法の施行による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅲ 7⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり その内容 市に紙で提出された特定個人情報を含む給与支払報告書等の課税資料のデータ入力業務の委託において、委託先が市の許諾を得ることなく再委託したもの（別添のとおり） 再発防止策の内容 特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、契約締結時に再委託の予定の有無について委託先から書面で報告を求めるとともに、原則として作業実施期間中に委託先の作業実施場所へ立入調査を行う（立入調査の実施が困難である場合は、委託先が作成した報告書等を確認する。）。	発生なし	事後	評価実施機関における重大事故の発生から3年を経過したことに伴う修正
令和5年7月25日	I 7①部署	保健福祉局	保健衛生局	事後	組織改正による名称変更
令和5年7月25日	II 2⑥事務担当部署	保健福祉局	保健衛生局	事後	組織改正による名称変更
令和5年7月25日	II 3⑦使用部署	保健福祉局	保健衛生局	事後	組織改正による名称変更
令和5年7月25日	V 2①連絡先	保健福祉局	保健衛生局	事後	組織改正による名称変更
令和6年8月28日	I 7①部署	地域保健支援課	健康支援課	事後	組織改正による名称変更
令和6年8月28日	I 7②所属長の役職名	地域保健支援課長	健康支援課長	事後	組織改正による名称変更
令和6年8月28日	II 2⑥事務担当部署	地域保健支援課	健康支援課	事後	組織改正による名称変更
令和6年8月28日	II 3⑦使用部署	地域保健支援課	健康支援課	事後	組織改正による名称変更
令和6年8月28日	V 2①連絡先	地域保健支援課	健康支援課	事後	組織改正による名称変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月28日	I 1②事務の内容	健康増進事業に関する事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業（以下「事業」という。）を推進するために行う事務であり、事務の流れは、事業の種類によって若干異なるが、利用申込、事業対象であることの確認、勧奨通知の発行、事業の提供及び事後指導・結果管理である。 上記事務においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第一（第9条関係）の76の項に基づき、個人番号を利用して検診結果の管理等を行う。	健康増進事業に関する事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業（以下「事業」という。）を推進するために行う事務であり、事務の流れは、事業の種類によって若干異なるが、利用申込、事業対象であることの確認、勧奨通知の発行、事業の提供及び事後指導・結果管理である。 上記事務においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表（第9条関係）の111の項に基づき、個人番号を利用して検診結果の管理等を行う。	事後	法改正に基づく修正
令和6年8月28日	I 5個人番号の利用	・番号法第9条第1項、別表第一の76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表第一主務省令」という。）第54条	・番号法第9条第1項、別表の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表主務省令」という。）第54条	事後	法改正に基づく修正
令和6年8月28日	I 6②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二主務省令」という。） （情報照会の根拠） ・別表第二 102の2の項 ・別表第二主務省令 第50条 （情報提供の根拠） ・別表第二 102の2の項 ・別表第二主務省令 第50条	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	法改正に基づく修正
令和6年8月28日	II 5①法令上の根拠	別表第二 102の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	法改正に基づく修正
令和6年8月28日	V 1②請求方法	さいたま市個人情報保護条例第13条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	法改正に基づく修正
令和6年8月28日	Ⅲ 7⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり その内容 別紙のとおり 再発防止策の内容 別紙のとおり	事後	共通別紙

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月28日	Ⅱ 6①保管場所	持出禁止	持出防止	事後	文言の修正
令和6年8月28日	Ⅱ 6③消去方法	物理的破壊により完全に消去する。	物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	文言の修正
令和6年8月28日	Ⅲ 7⑤具体的な対策の内容	過半媒体	可搬媒体	事後	文言の修正
令和6年8月28日	Ⅲ 7⑥具体的な対策の内容	〈さいたま市における措置〉 ・不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・不正アクセス対策 不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。	〈さいたま市における措置〉 【不正プログラム対策】 ・ウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・端末において許可しないアプリケーションの実行を制限する。 【不正アクセス対策】 ・インターネットなどの外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・データに対する不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。	事後	文言の修正
令和6年8月28日	Ⅲ 7⑩具体的な保管方法	・死者の特定個人情報とは、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、総務省告示第334号(第6―8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	事後	文言の修正
令和6年8月28日	V 1③手数料等	(記載なし)	(手数料額、納付方法:手数料額:無料。写しの交付の場合、通常1面10円のコピー料。納付方法:来庁の場合は現金、郵送の場合はコピー代と郵送料。)	事後	文言の修正
令和6年8月28日	V 2①連絡先	さいたま市保健衛生局保健所健康支援課 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号	さいたま市保健衛生局保健所健康支援課 住所: 〒338-0013さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号: 048-840-2214 FAX番号: 048-840-2229	事後	文言の修正
令和7年2月7日	I 2システム1①システムの名称	保健システム	保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月7日	I (別添1)事務内容	保健システム	保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)	事前	
令和7年2月7日	II 4委託の有無	5件	6件	事前	
令和7年2月7日	II 4委託事項1	保健システムの運用保守業務	保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)の運用保守業務	事前	
令和7年2月7日	II 4委託事項1①委託内容	保健システムの運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託	保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)の運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託	事前	
令和7年2月7日	II 4委託事項1②その妥当性	保健システムの運用保守において、データバックアップ等を行うにあたり、健康増進事業情報ファイルを取扱う必要があるため必要である。	保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)の運用保守において、データバックアップ等を行うにあたり、健康増進事業情報ファイルを取扱う必要があるため必要である。	事前	
令和7年2月7日	II 4委託事項3	保健システムのシステム運用	保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)のシステム運用	事前	
令和7年2月7日	II 4委託事項3①委託内容	保健システム等のジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)等のジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	事前	
令和7年2月7日	II 4委託事項3②その妥当性	保健システムの運用を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。	保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)の運用を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。	事前	
令和7年2月7日	II 4委託事項6	(記載なし)	標準準拠健康管理システム構築・運用保守業務	事前	
令和7年2月7日	II 4委託事項6①委託内容	(記載なし)	現行システムから標準準拠健康管理システムへのデータ移行、標準準拠健康管理システム本稼働後の運用保守 等	事前	
令和7年2月7日	II 4委託事項6②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの全体	事前	
令和7年2月7日	II 4委託事項6②対象となる本人の数	(記載なし)	100万人以上1,000万人未満	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月7日	Ⅱ 4委託事項6②対象となる 本人の範囲 ※	(記載なし)	さいたま市に住民登録している40歳以上の男性及び20歳以上の女性	事前	
令和7年2月7日	Ⅱ 4委託事項6②その妥当性	(記載なし)	システムの構築・運用保守を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。	事前	
令和7年2月7日	Ⅱ 4委託事項6③委託先における取扱者数	(記載なし)	10人以上50人未満	事前	
令和7年2月7日	Ⅱ 4委託事項6④委託先への 個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	【○】その他(特定個人情報ファイルの提供はしていないが、必要に応じて本市指定の保守作業場所にて、システムの直接操作を認めている。)	事前	
令和7年2月7日	Ⅱ 4委託事項6⑤委託先名の 確認方法	(記載なし)	契約した委託先は、市ホームページにて公表している。	事前	
令和7年2月7日	Ⅱ 4委託事項6⑥委託先名	(記載なし)	構築業務: 富士通Japan株式会社 運用保守業務: 委託先事業者未定(今後調達予定)	事前	
令和7年2月7日	Ⅱ 4委託事項6⑦再委託の有 無 ※	(記載なし)	再委託する	事前	
令和7年2月7日	Ⅱ 4委託事項6⑧再委託の許 諾方法	(記載なし)	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾願」(必要に応じて体制図等を添付する。)を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。	事前	
令和7年2月7日	Ⅱ 4委託事項6⑨再委託事項	(記載なし)	システムパッケージ著作権に係る部分	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月7日	Ⅱ 6①保管場所	ガバメントクラウドに関する記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和7年2月7日	Ⅱ 6③消去方法	ガバメントクラウドに関する記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	
令和7年2月7日	Ⅲ 2リスク1対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・委託医療機関から提出された検診票を保健システムへ取込む際に、検診票に記載された個人コード、氏名、住所、生年月日等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。	・委託医療機関から提出された検診票を保健システム（令和8年1月以降は健康管理システム）へ取込む際に、検診票に記載された個人コード、氏名、住所、生年月日等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月7日	Ⅲ2リスク2リスクに対する措置の内容	・保健システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにID・パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。	・保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)を利用する必要がある職員に対して、個人ごとにID・パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。	事前	
令和7年2月7日	Ⅲ2リスク4リスクに対する措置の内容	・保健システムは基幹系システム用の専用ネットワーク回線を利用することにより情報リスクを低減させている。	・保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)は基幹系システム用の専用ネットワーク回線を利用することにより情報リスクを低減させている。 ・保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)使用時は、操作者の二要素認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。	事前	
令和7年2月7日	Ⅲ3リスク1宛名システム等における措置の内容	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から保健システムの要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から保健システム(令和8年1月以降は健康管理システム)の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。	事前	
令和7年2月7日	Ⅲ7⑤具体的な対策	ガバメントクラウドに関する記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月7日	Ⅲ7⑥技術的な対策	ガバメントクラウドに関する記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和7年2月7日	Ⅲ7リスク3消去手順消去の内容	ガバメントクラウドに関する記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月7日	Ⅳ1②具体的な内容	ガバメントクラウドに関する記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	
令和7年2月7日	Ⅳ3その他のリスク対策	ガバメントクラウドに関する記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
令和7年2月7日	V1④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事後	法令改正等による変更で、重要な変更には該当しない
令和7年2月7日	V1④個人情報ファイル名	(記載なし)	健康づくり健診事業対象者ファイル	事後	法令改正等による変更で、重要な変更には該当しない
令和7年2月7日	V1④公表場所	(記載なし)	当市のwebサイト (https://www.city.saitama.lg.jp/006/008/001/004/p096984.html)	事後	法令改正等による変更で、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月7日	VI1①実施日	令和1年10月1日	令和6年11月1日	事前	
令和7年2月7日	VI2②実施日・期間	令和元年11月20日から令和元年12月20日まで	令和6年11月6日から令和6年12月6日まで	事前	
令和7年2月7日	VI2④主な意見の内容	・マイナンバー制度を廃止するよう国に警告すべきである。	特になし	事前	
令和7年2月7日	VI2⑤評価書への反映	・マイナンバー制度は既に運用が開始され、市民の利便性の向上や行政の効率化にも繋がっていることから、セキュリティ対策に万全を期しつつ、マイナンバー制度の運用に取り組んでいくこととし、素案のままとした。	特になし	事前	
令和7年2月7日	VI3①実施日	令和2年1月22日	令和7年1月22日	事前	
令和7年2月7日	VI3②結果	「特定個人情報保護評価書(事務の名称 健康増進事業に関する事務)」について、審議の結果、適当であると認められた。	同左	事前	